

川崎市総合計画 第3期実施計画

基本的な考え方

令和3(2021)年8月

川 崎 市

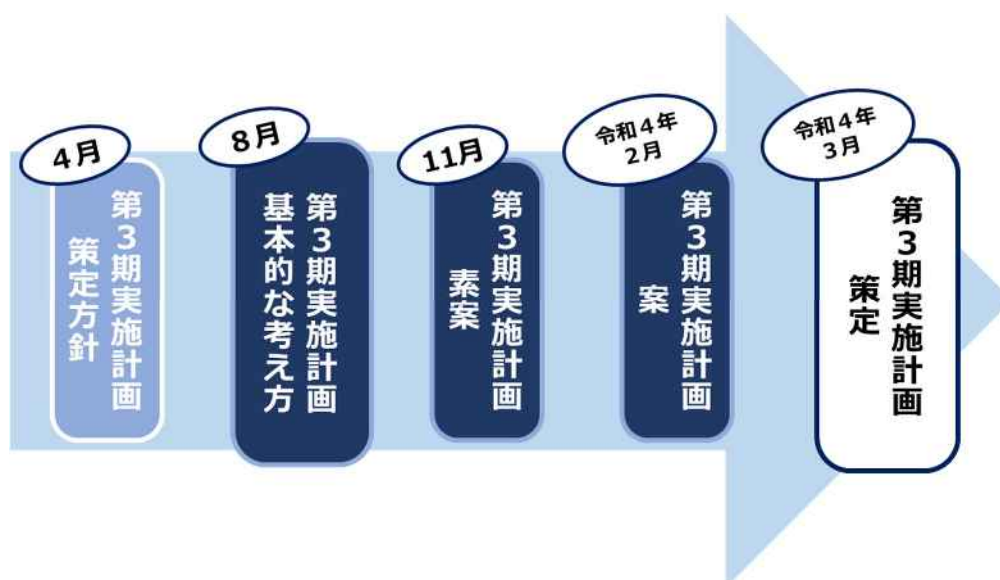
川崎市総合計画 第3期実施計画 基本的な考え方について

川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。令和3（2021）年度は、第2期実施計画の最終年度となるため、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間を計画期間とする第3期実施計画の策定に向けて、取組を進めています。

この「川崎市総合計画 第3期実施計画 基本的な考え方」は、第3期実施計画の策定に向けて、主に計画策定の進捗状況をお示しするものです。

具体的には、これまでの取組を示しつつ、継続的に取り組んできた課題や直面する「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」を改めて整理しながら、この間の社会環境や都市環境の変化による新たな課題や本市を取り巻く急激な社会状況の変化も踏まえた状況の分析等を行い、今後、計画に位置づける各施策の具体的な取組を考える上で、課題認識や視点等を記載しています。

また、持続可能な行財政運営を可能とする「行財政改革第3期プログラム」の検討と連携しながら、実施計画策定に向けて庁内検討を進め、令和3（2021）年11月に「第3期実施計画素案」、令和4（2022）年2月に「第3期実施計画案」をとりまとめ、令和4（2021）年3月中に計画を策定します。



目次

総論	1
1 総合計画の趣旨	1
2 計画の構成	1
3 計画期間	2
4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等	3
5 これまでの進行管理・評価を踏まえた計画策定と施策の推進	4
6 計画策定にあたっての基本認識	7
(1) 本市を取り巻く急激な環境変化	7
① 新型コロナウイルス感染症の影響	7
② 大規模自然災害の発生	9
③ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展	10
④ 社会のデジタル化の進展	11
(2) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題	14
① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少	14
② 高齢者を取り巻く環境の変化	17
③ 子ども・若者を取り巻く環境の変化	20
④ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり	23
⑤ 気候変動の影響	25
⑥ 災害対策の強化	27
⑦ 都市インフラの老朽化と有効活用	29
⑧ 産業経済を取り巻く環境変化	30
⑨ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化	33
⑩ 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進	34
(3) 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル	36
(4) 新たな飛躍に向けたチャンス	42
7 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた政策の推進	45
8 都市構造と交通体系の考え方	47
9 計画の推進に向けた考え方	50
(1) これまでの取組や都市環境等の変化を踏まえた市政運営の推進	50
(2) 少子高齢化等の人口構成の変化を踏まえた対応	50
(3) 「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域づくりの推進	50
(4) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化	51
(5) 行財政改革第3期プログラムとの連携による市政運営の推進	53
(6) 持続可能な行財政基盤の構築に向けた健全な財政運営の推進	54
(7) 資産マネジメント第3期実施方針に基づく資産マネジメントの推進	56
かわさき10年戦略	58
1 「かわさき10年戦略」について	58
2 「かわさき10年戦略」の概要	59
3 「かわさき10年戦略」に基づく戦略的な取組の推進	61

実施計画	62
1 実施計画の趣旨	62
2 計画の期間	62
3 計画の構成	62
4 政策体系別計画	63
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	63
政策 1-1 災害から生命を守る	64
政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	69
政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える	73
政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	76
政策 1-5 確かな暮らしを支える	82
政策 1-6 市民の健康を守る	84
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	87
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる	88
政策 2-2 未来を担う人材を育成する	92
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する	98
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり	101
政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる	102
政策 3-2 地域環境を守る	104
政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす	106
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり	110
政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興	111
政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上	115
政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる	120
政策 4-4 臨海部を活性化する	122
政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する	125
政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する	128
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する	130
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する	134
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション	139
基本政策 5 誰もが生きがいを有する市民自治の地域づくり	141
政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する	142
政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる	146
区計画	148
1 区計画の目的	148
2 区計画の位置づけ	148
3 区計画の構成	149
4 区計画策定にあたっての基本認識	149
5 区別計画	153
川崎区	154
幸区	156
中原区	158
高津区	160
宮前区	162
多摩区	164

麻生区	166
進行管理と評価	168
1 計画の進行管理	168
2 市民の実感指標	171
3 施策の成果指標	172
資料編	175
1 基本構想	175
2 基本計画	178
3 第2期実施計画施策評価（中間評価）結果一覧表及び令和2（2020）年度事務事業評価結果概要	183
4 川崎市政策評価審査委員会における第2期実施計画施策評価（中間評価）の審議結果概要	190
5 令和元（2019）年度 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果概要	206

総 論

1 総合計画の趣旨

川崎市総合計画（平成 28（2016）年 3 月策定）は、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために、策定したものです。

この計画の趣旨に基づき、『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』の実現をめざします。

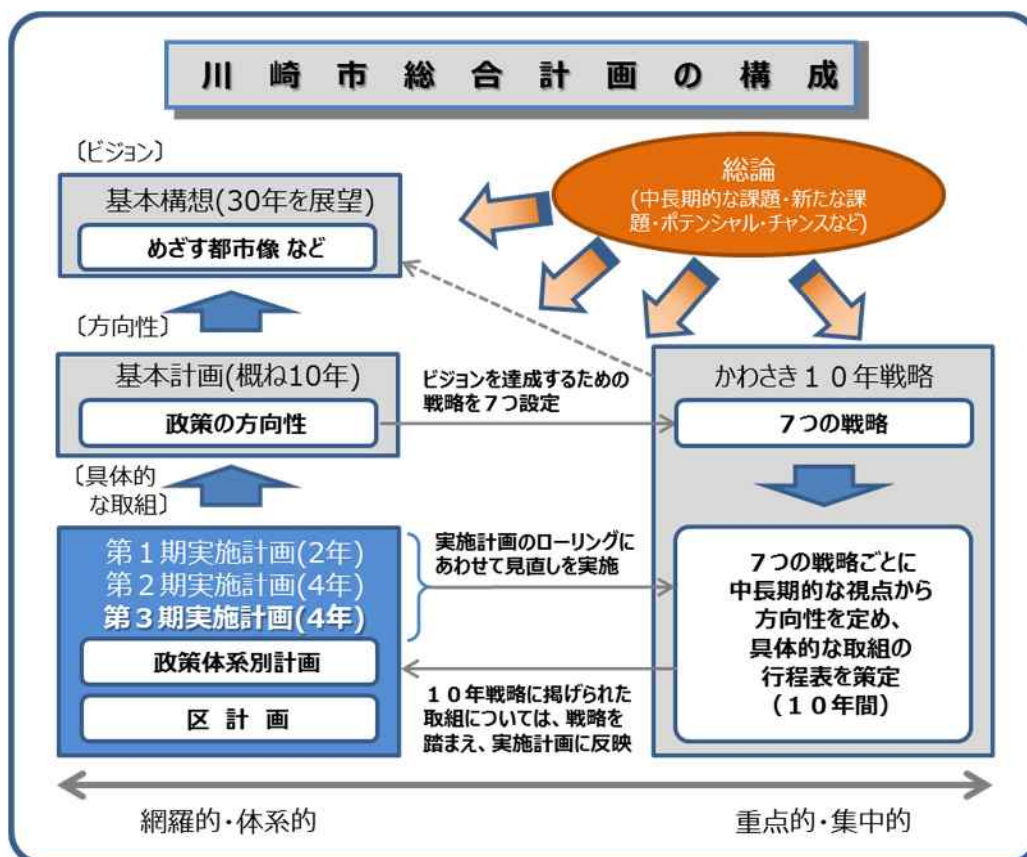
※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを含めて使用しています。

2 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造としており、実施計画のローリングにより、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していきます。

また、基本構想に掲げるめざす都市像等を実現するために、中長期的な課題等を踏まえて、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき 10 年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めていきます。

なお、総合計画に掲げるめざす都市像等については、急速な少子高齢化や人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会の維持をめざす地方創生の考え方と重なることから、第 3 期実施計画は「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとします。

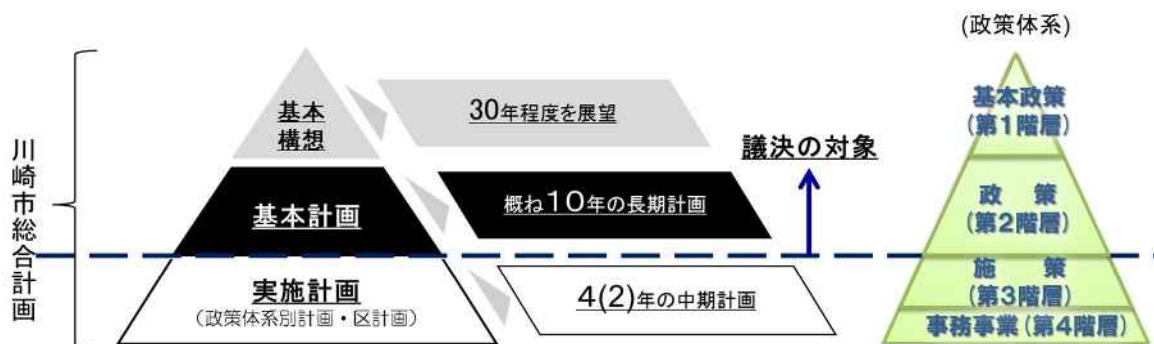


3 計画期間

「基本構想」は、今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5 つの基本政策を定めるものです。

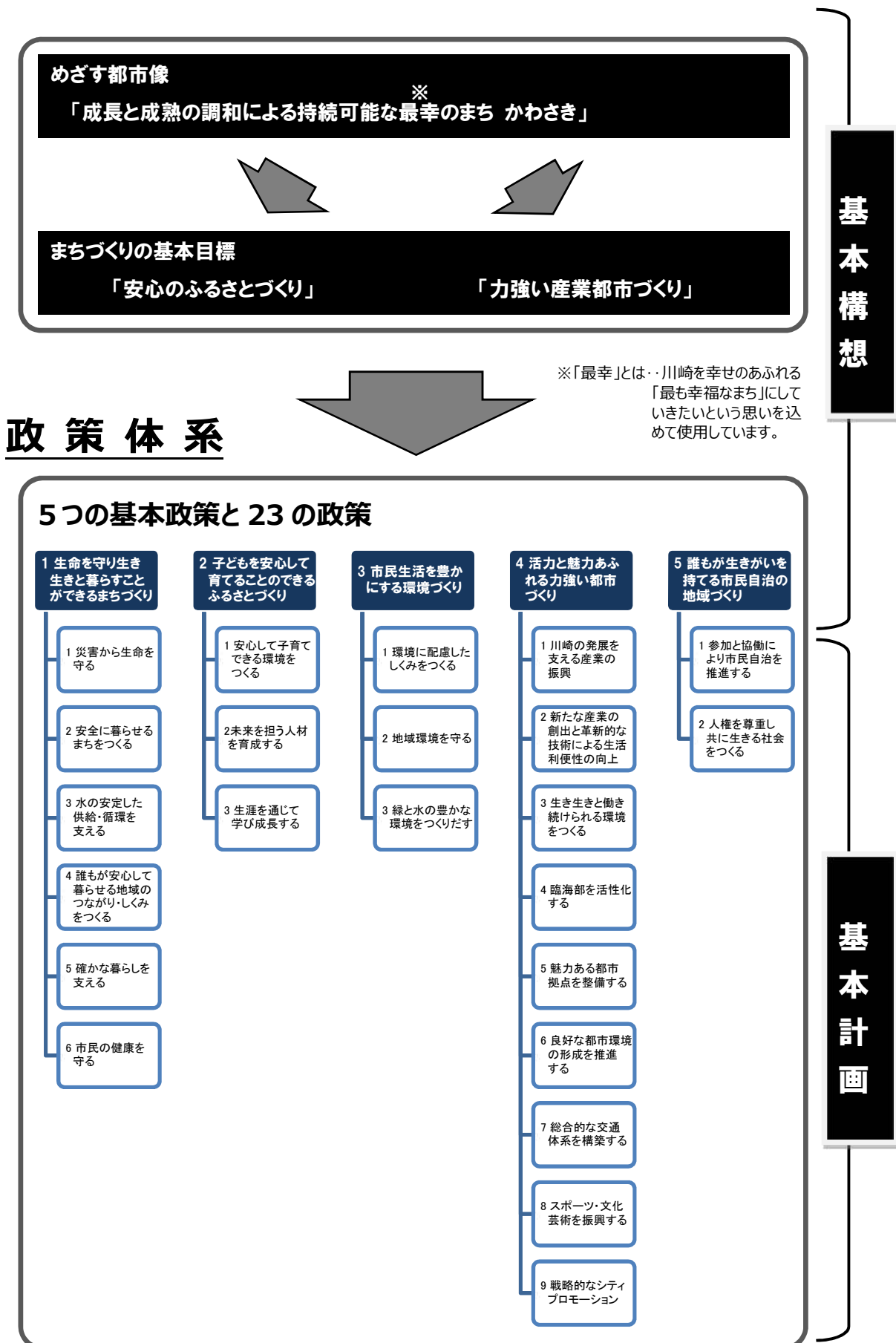
「基本計画」は、今後概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために、23 の政策及び、その方向性を明らかにするものです。

「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第 3 期実施計画の計画期間は令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度の 4 か年となります。



〔「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間〕								
	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)		R7年度 (2025)
基本構想	川崎市 基本構想							
	30年程度を展望							
基本計画	川崎市 基本計画							
	平成28年度から概ね10年							
実施計画	第1期 実施計画		第2期 実施計画			第3期 実施計画		
	H28(2016)～H29(2017)		H30(2018)～R3(2021)			R4(2022)～R7(2025)		

4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等



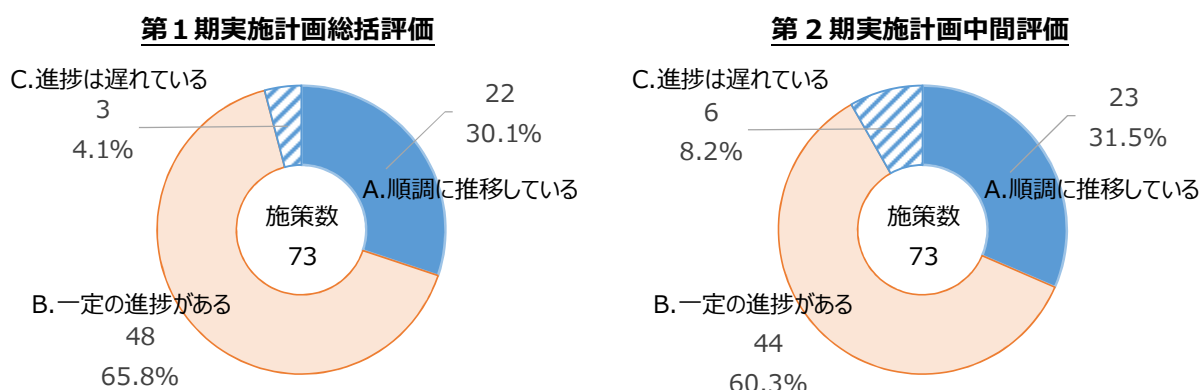
5 これまでの進行管理・評価を踏まえた計画策定と施策の推進

総合計画における進行管理の考え方（進行管理と評価のページを参照）に基づき、第1期実施計画策定以降、第1期実施計画期間（平成28（2016）から平成29（2017）年度）の総括評価及び第2期実施計画期間（平成30（2018）から令和3（2021）年度）の中間評価を実施しました。

第3期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画の策定に着実に反映していくことで、より効率的・効果的な取組を推進します。

（1）これまでの施策の評価結果の概要

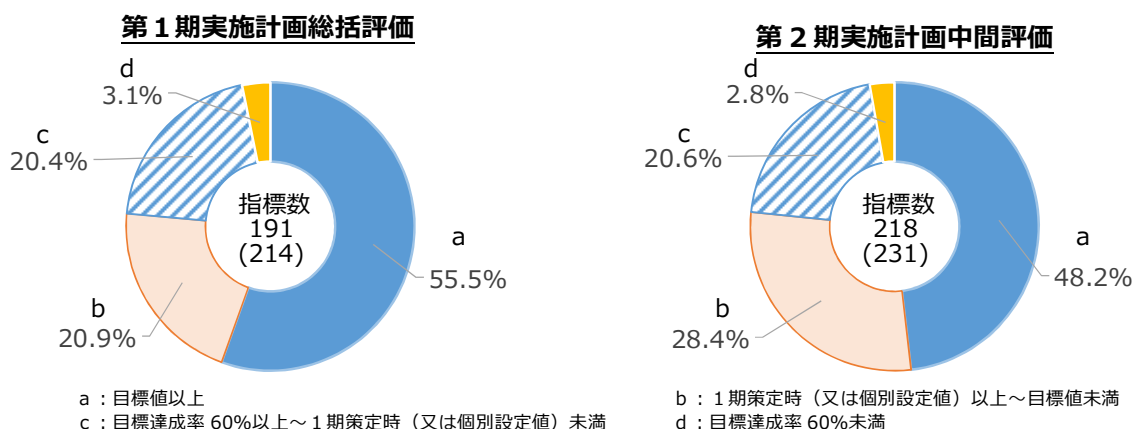
① 施策の進捗状況



第1期実施計画及び第2期実施計画における73の施策について、成果指標の多くが目標を達成している「A.順調に推移している施策」と、目標未達成のものがあるが一定の進捗があった「B.一定の進捗がある施策」を合わせた割合は、それぞれ90%を超えており、これまで概ね順調に進捗しています。

なお、「C.進捗が遅れている施策」としては、配下の事務事業のうち、複数の事業に遅れが見られたものなどがありました。また、第2期実施計画の中間評価では、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、成果指標が第1期実施計画策定時を下回ったものなどがありました。

② 施策に設定した成果指標の達成状況



※ 評価時点で達成度が出ない指標を除いたもの。括弧内は全体指標数。

「指標達成度区分aとb」を合わせた割合は、第1期実施計画総括評価時は76.4%、第2期実施計画中間評価時は76.6%となっています。第1期実施計画策定時（又は個別設定値）を下回ったなど、

目標を達成していない指標については、その原因はさまざまであることから、原因分析の結果を踏まえて取組を改善することで、第 3 期実施計画では、引き続き目標達成に向けて取組を進めていきます。

（２）川崎市政策評価審査委員会による審議結果（外部評価）の概要

川崎市政策評価審査委員会では、総合計画における重要な政策等の評価に関して、施策の進捗状況等の確認が必要な施策等を選定し、領域別に分けた部会の中で、市民目線・専門的視点により、市の内部評価結果の妥当性等について、重点的に審議をしています。第 1 期実施計画総括評価及び第 2 期実施計画中間評価にあたり選定したそれぞれ 12 の施策（合計 24 施策）について、委員会で審議を行った結果、市の内部評価結果は妥当と判断されるとともに、審議対象施策それぞれに対して、今後より効果的に施策を推進していくための意見が出されています。

また、第 1 期実施計画総括評価及び第 2 期実施計画中間評価全体を通しては、一部の施策において、成果指標の実績が第 1 期実施計画策定時を下回るものや、取組に遅れが生じているものが見受けられたものの、多くの施策については、成果指標の実績値が掲げた目標に向かって一定進捗していると認められるとともに、委員会として総括意見がとりまとめられています。

本市では、委員会の意見等を十分尊重し、今後の取組改善や第 3 期実施計画策定等に積極的に活用します。

川崎市政策評価審査委員会 第 1 期実施計画 総括評価 総括意見 概略

成果指標の見直し及び横断的な連携の強化

- 日常業務を行っている中での気づきを成果指標や取組の不断の見直しに繋げていくなど、日頃から改善を意識して取り組む必要がある。
- 施策横断的な視点を持って組織間や施策間での横の連携を一層深め、より効果的に取組を進める必要がある。

成果指標の達成状況を踏まえた課題の明確化

- 計画策定時の現状値から下がった、又は目標値に達していない成果指標について、原因分析を行い、課題を明確化し、今後の取組改善に繋げるなど、効果的にPDCAサイクルが機能する進行管理・評価としていくことを強く望む。

市の取組による成果の的確な把握

- 外部要因による影響が大きい成果指標があるため、必要に応じて安定的に把握できる指標を設定するなどの工夫を望む。
- 外部要因の影響が大きい成果指標を設定する際には、あらかじめ市の実施した取組による影響はどの範囲なのかを十分検討する必要がある。
- 成果指標の目標値については、目標達成に向けてのプロセスや取組の到達点を具体的にイメージできるように設定する必要がある。

施策の効果測定における精度の向上

- 施策の直接目標に密接に関連している成果指標の達成度をより重視するなど、各成果指標の施策への貢献度を勘案する必要がある。
- 施策の効果測定の精度をより向上させるため、達成度の判定に際して一定の幅を設けるなど、より実態に即した評価が可能となるよう評価手法を検討することを望む。

第 1 期実施計画の総括評価を踏まえた評価手法の改善

- 新たに生じた課題に対応するなど、より効果的な進行管理のしくみとするための改善を継続することを望む。

第3期実施計画の策定に向けて、現在設定している成果指標を改めて点検するとともに、定性的な成果を幅広く捉えることで、施策全体をより適切に評価していくなど、より効果的な評価の仕組みとなるよう更に改善を図っていくことを期待する。

第3期実施計画の成果指標の見直しによる施策の効果測定の精度向上

- 第2期実施計画で設定した施策の成果指標について、市の取組の効果を測定する上で課題のある成果指標が設定されている施策が見受けられるため、第3期実施計画策定に向けて、成果指標を改めて点検し、より適切に幅広く施策の効果を評価できる指標設定となるよう見直しを図る必要がある。
- 人々の価値観や社会のあり方などに多様化や変化が見られる施策については、それに対応した指標設定について検討していく必要がある。
- 既に第3期実施計画の目標値を上回っている成果指標の目標値についてもあわせて検討する必要がある。

定性的な成果の幅広い把握によるより適切な評価の実施

- 設定した成果指標による評価だけにこだわることなく、新たな取組や創意工夫による改善などの効果を定性的な成果等として、これまで以上に幅広く捉え、総合的に施策を評価していく必要がある。

取組の改善に向けたより詳細な成果分析の実施

- 成果指標等の達成状況を詳細に分析し、目標を達成できた要因やできなかった要因を明確にし、取組がより効果的なものとなるよう更なる改善に繋げていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の的確な対応

- 施策によっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」の定着や行動変容等による影響を大きく受けることが想定されるため、社会動向を十分見極めながら、的確に対応していくことを望む。
- イベント参加者数や施設入場者数などが集うことや来場を前提とした視点での成果指標以外の新たな指標を設定するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策の方向性に合致した目標設定になるよう検討していく必要がある。

(3) これまでの進行管理・評価を踏まえた対応の考え方

総合計画では、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルがより一層効果的に機能するように進行管理を行っています。

第3期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画に着実に反映していくことで、より効率的・効果的な取組を推進します。

また、第3期実施計画の進行管理における、より適切な施策の達成状況の把握・評価に向けて、各施策について、直接目標や施策の方向性に一層合致した指標構成となるよう、成果指標の追加を行うなど、施策の効果測定の精度向上を図った上で、施策を推進します。

さらに、これまでの政策に関する市民の実感指標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて市民の実感指標の目標値を見直すなど、市民目線での施策等の一層の推進につなげます。

6 計画策定にあたっての基本認識

総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めることが必要としています。

第3期実施計画の策定に向けては、継続した課題を改めて整理するとともに、「本市を取り巻く急激な環境変化」を含め、これまでに生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題の状況を分析しながら、各施策に位置づける具体的な取組の検討を進めます。

(1) 本市を取り巻く急激な環境変化

近年、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、これを的確に捉えた取組を推進する必要があります。主な環境変化としては、新型コロナウイルス感染症の影響、大規模自然災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展及び社会のデジタル化の進展が挙げられますが、その他、「持続可能な開発目標（SDGs）」の社会への浸透や、AI やビッグデータ、ロボット等の先端技術を活用する Society5.0 の進展等の変化が生じています。

① 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となります。また、感染症の影響による社会変容を踏まえた、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。これらの状況を踏まえた必要な取組を、スピード感を持って進める必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響 「実質GDPと完全失業率」(国)

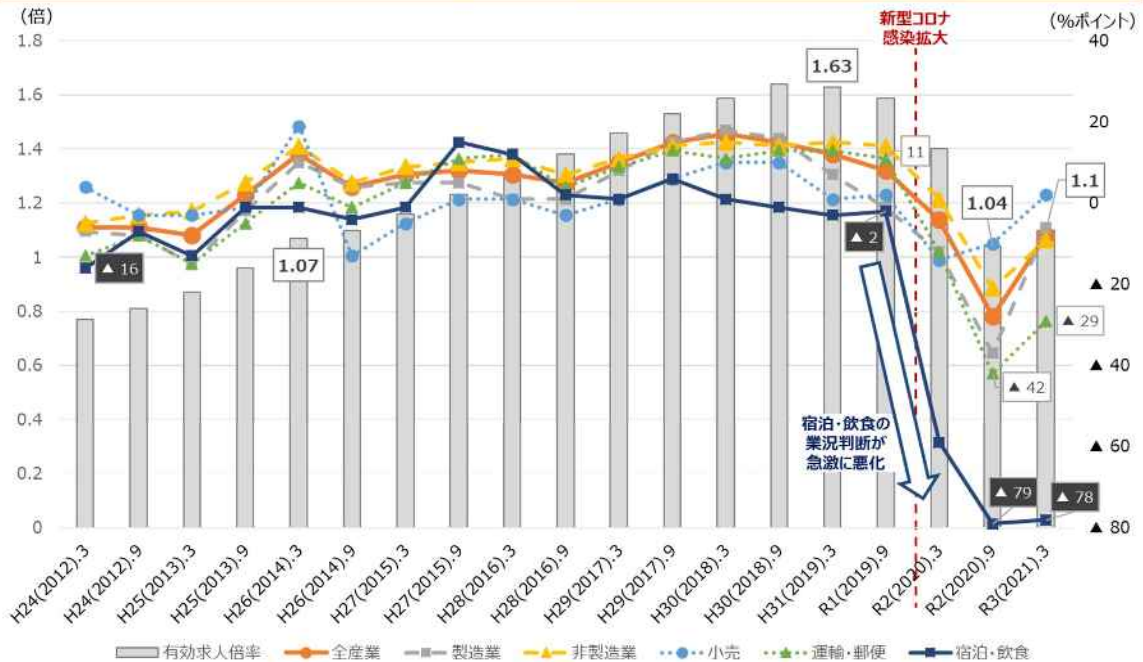
新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の実質GDP（国内総生産）は平成25（2013）年当時の水準まで減少した。完全失業率の上昇は現時点では小幅にとどまっている。



資料：内閣府「国民経済計算（GDP統計）」、
総務省統計局「労働力調査」から作成

新型コロナウイルス感染症の影響 「有効求人倍率と業況判断D.I.」(国)

新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率（季節調整値）と国内企業の業況判断は共に大幅に悪化した。ただし、運輸・郵便と宿泊・飲食の業況判断は大幅に悪化した状況が続いている。



※D.I.は「Diffusion Index」の略で、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」、
日本銀行「企業短期経済観測調査（短観）」から作成

新型コロナウイルス感染症の影響 「感染症の影響による働き方と人の動きの急速な変化」

新型コロナウイルスの感染拡大により、首都圏の雇用型就業者に占めるテレワーカーの割合が上昇するとともに、私鉄各社の通勤定期輸送人員が減少しており、社会のオンライン化が急速に進んでいる。



※テレワーク人口実態調査は、年度ごとに実施
※テレワーク人口実態調査では、テレワーカーを「これまで、ICT等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をしたことがあると回答した人」と定義している。

資料：国土交通省「テレワーク実態調査」、
東京急行電鉄(株)「月次営業状況のお知らせ」、
小田急電鉄(株)「月次営業概況(速報)に関するお知らせ」、
京王電鉄(株)「月次営業概況のお知らせ」から作成

② 大規模自然災害の発生

近年、大規模自然災害の被害が増大しており、令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。従前から取り組んできた地震対策に加えて、激甚化する風水害への対策が急務となっており、リスクを考慮しつつ、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面から対策を進める必要があります。

大規模自然災害の発生「頻発する大規模な自然災害」(国)

平成23(2011)年の東日本大震災以来、平成28(2016)年の熊本地震など地震被害が続いている。また、平成30年7月豪雨や本市にも大きな被害をもたらした令和元年東日本台風など、大規模風水害による被害が拡大している。



大規模自然災害の発生「火災保険・地震保険の保険料収入・保険金支出の推移」(国)



③ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展

世界的に温室効果ガス削減に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、令和 32（2050）年のCO₂排出実質ゼロをめざす「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050）」を令和 2（2020）年 11 月に策定したところであり、脱炭素化に向けた取組を積極的に進める必要があります。

脱炭素社会の実現に向けた取組の進展「エネルギー起源CO₂の排出量推移」（世界）

全世界の温室効果ガス排出量は中国の発展等を受けて急激な増加を示し、平成30（2018）年には335億トンに達した。平成28（2016）年には新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効し、令和 3（2021）年には、2030年に向けた温室効果ガスの排出削減目標を各国が相次ぎ打ち出している。



脱炭素社会の実現に向けた取組の進展「温室効果ガス排出量及び吸収量の推移」（国）

世界的に温室効果ガス削減に向けた取組が急速に進む中、我が国の温室効果ガス（GHG）の純排出/吸収量は平成25（2013）年からの6年間で13.7%減となっている。国は令和12（2030）年に平成25年比46%減とする目標を掲げている。



④ 社会のデジタル化の進展

感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の利用拡大など、社会のデジタル化に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、デジタル化に向けた取組を着実に進める必要があります。

社会のデジタル化の進展 「国の動向」(国)

令和2(2020)年12月の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の策定以降、関係法令の整備やデジタル庁の設置に向けた動きなど、我が国においては、デジタル化の取組が急速に進められている。

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2(2020)年12月策定)

- ・ デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「**誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化**」を進めることに繋がる。



「デジタル社会形成基本法」(令和3(2021)年5月公布)

- ・ デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、**デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し**、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与する。



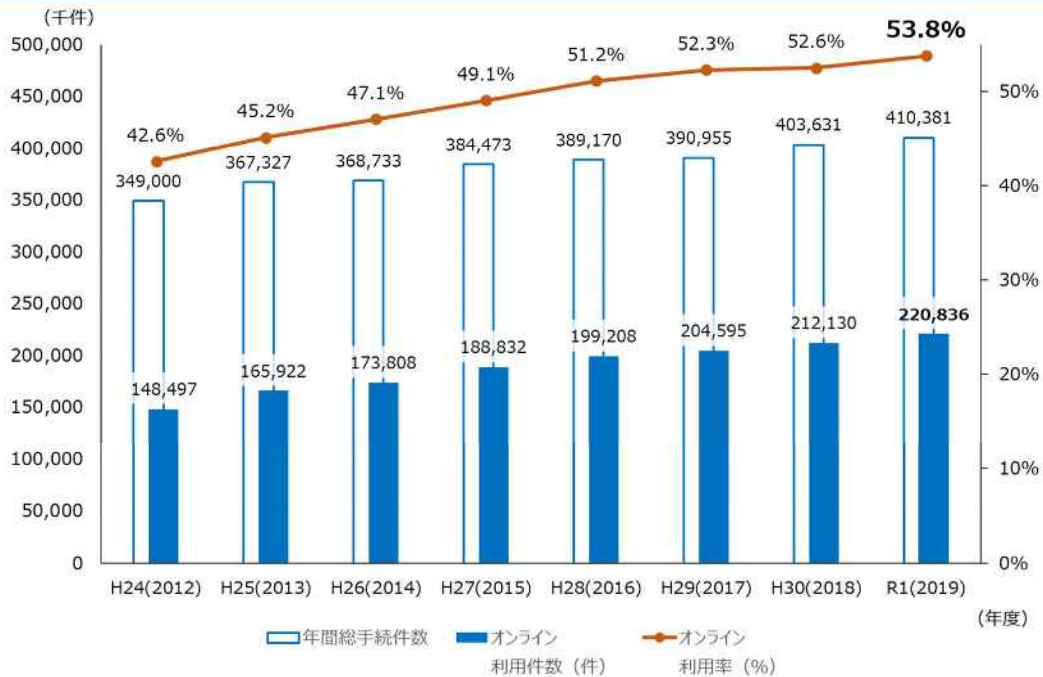
「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3(2021)年6月策定)

- ・ デジタル化はあくまでも手段であり、その**目的は我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**
- ・ **デジタル改革が目指す究極の姿は「デジタルを意識しないデジタル社会」**
- ・ 徹底した国民目線で行政サービスを刷新すること等により、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会や、地方においてもデジタルによる恩恵が受けられる社会に向け、さらには、自然災害や感染症等に際しての強靱性の確保や、少子高齢化等の社会的な課題への対応のためにも、**国、地方公共団体、民間事業者その他の関係者が一丸となって取り組む**
- ・ 国民目線でサービス向上に資する取組を**できるものから順次積極的に実践していく**

デジタル庁がめざす姿 ・ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現出来る社会
・ 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化 ・ デジタルを意識しないデジタル社会

社会のデジタル化の進展 「行政手続のオンライン利用率・オンライン利用件数」(国)

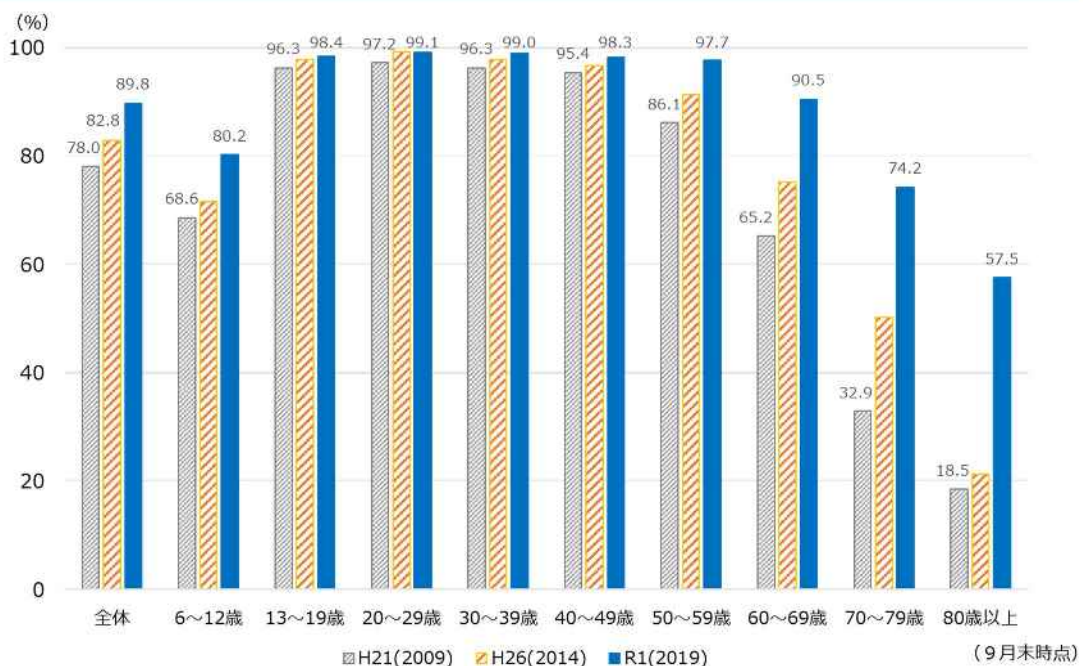
地方公共団体が扱う行政手続のオンライン利用率は令和元（2019）年度で53.8%となっており、オンライン利用件数も2億2千万件を超えている。



資料：総務省「情報通信白書令和2年版」、
総務省「令和元年度における地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン利用の状況」から作成

社会のデジタル化の進展 「インターネットの利用状況（個人）」(国)

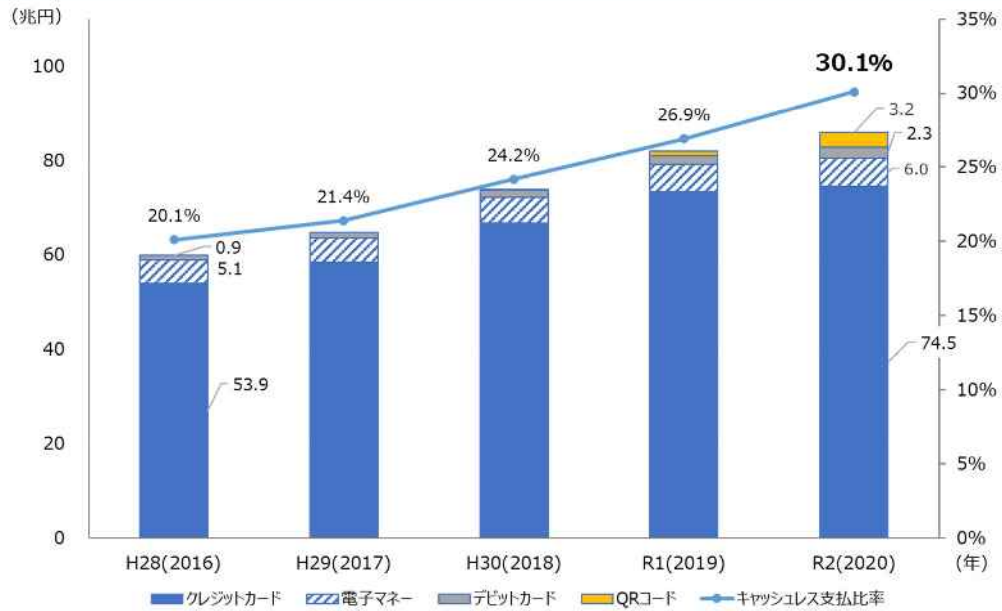
我が国のインターネット利用者の割合は90%弱まで達している。近年は60歳以上の年齢層でインターネット利用状況が急速に伸びており、令和元（2019）年の調査では、80歳以上の利用者の割合も60%弱となっている。



資料：総務省「通信利用動向調査」から作成

社会のデジタル化の進展 「現金支払からキャッシュレス支払への転換」(国)

近年、我が国のキャッシュレス決済比率は急速に高まっており、令和2（2021）年末には約30%となった。国では「成長戦略フォローアップ（令和元（2019）年）」において令和7（2025）年6月までに40%程度とすることをめざしている。



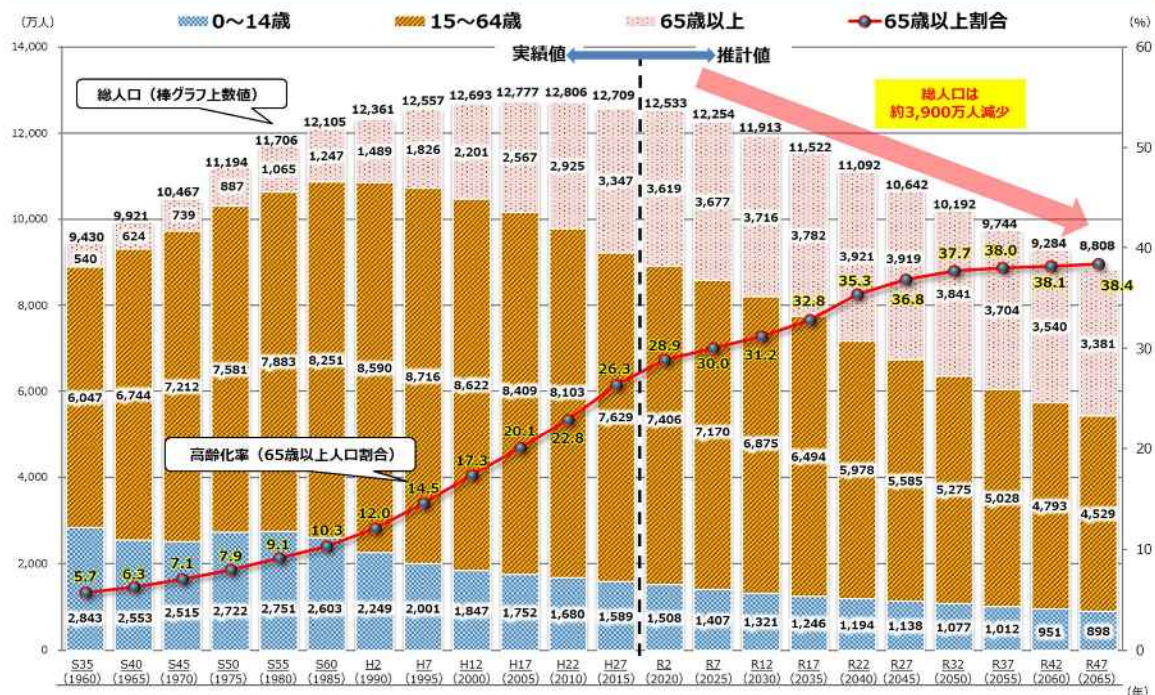
資料：内閣府経済社会総合研究所資料（民間最終消費支出：名目）、
（一社）日本クレジット協会調査、日本銀行「決済動向」、
（一社）キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」から作成
※QRコード決済利用金額の統計は平成30（2018）年以降

(2) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

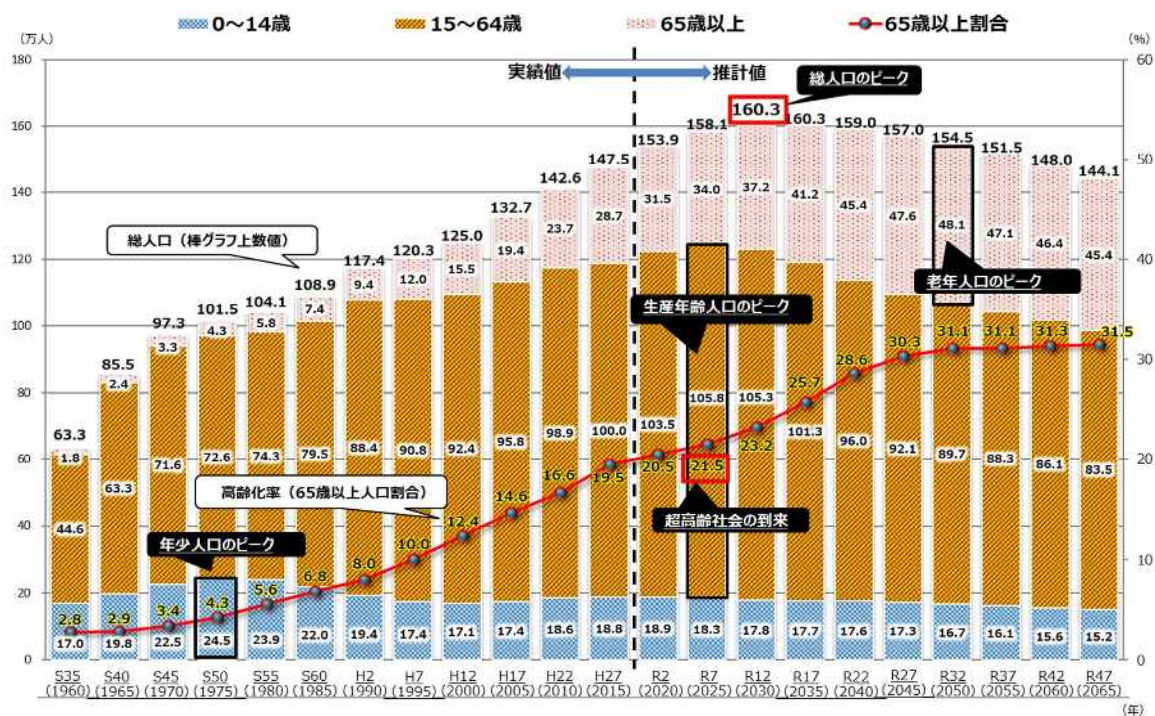
人口の推移と将来人口推計（国）

日本の総人口は、令和47（2065）年には、約8,800万人と約3,900万人減少し、高齢化率は約38%へと上昇する見込み。



人口の推移と将来人口推計（市）

本市は、少子高齢化がさらに進展し、令和12（2030）年頃をピークとして人口減少へ転換する見込み。



将来人口推計の前回推計（平成29（2017）年）との比較（市）

前回推計（平成29（2017）年公表）と比較すると、駅周辺を中心した拠点開発の進捗等により、人口ピーク値が前回と比べ1.6万人の増加となっている。生産年齢人口は、前回推計よりもピーク時で3.0万人増加する結果となっているが、年少人口と老年人口は、前回推計よりも減少している。

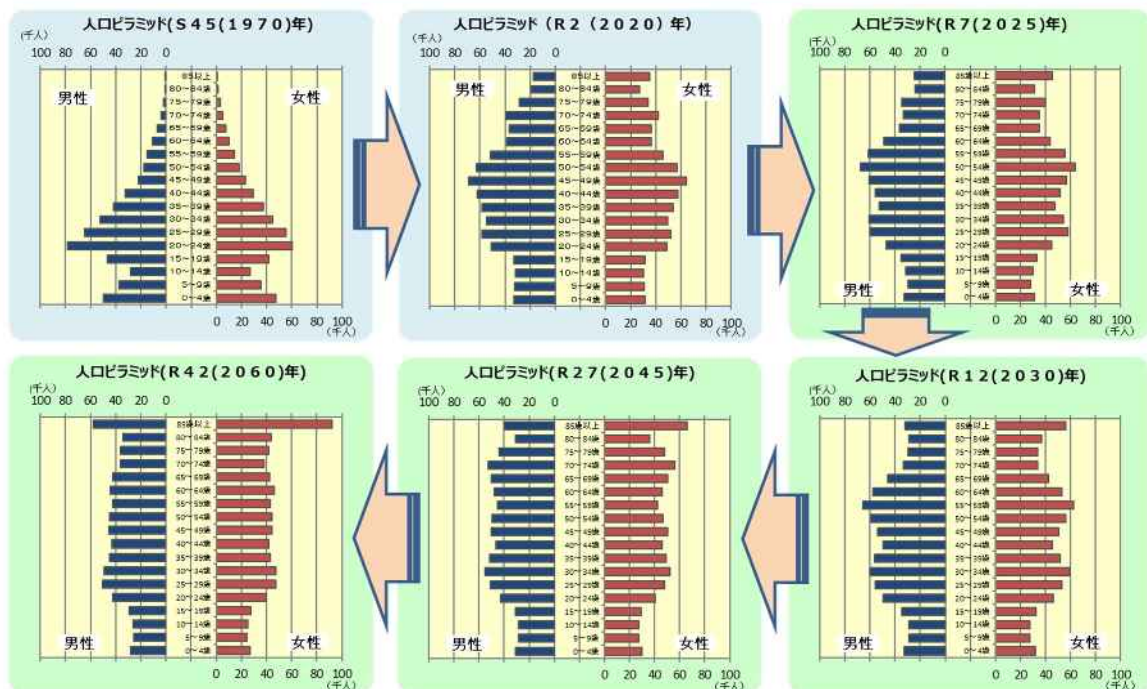
	令和3（2021）年推計	平成29（2017）年推計	
【特 徴】	今回推計	前回推計	※ 端数処理を行っています。
人口ピーク年	令和12（2030）年頃	平成42（2030）年頃	±0年
人口ピーク値	約 160.3万人	約 158.7万人	+1.6万人
年少人口 （0-14歳） ピーク*	令和2（2020）年頃 約 18.9万人	平成42（2030）年頃 約 20.2万人	-10年 -1.3万人
0-4歳人口 ピーク*	平成27（2015）年頃 約 6.6万人	平成32（2020）年頃 約 7.4万人	-5年 -0.8万人
生産年齢人口 （15-64歳） ピーク	令和7（2025）年頃 約 105.8万人	平成37（2025）年頃 約 102.8万人	±0年 +3.0万人
老年人口 （65歳以上）	令和32（2050）年頃 約 48.1万人	平成72（2060）年時点で 約 50.4万人	-10年 -2.3万人
75歳以上人口	令和37（2055）年頃 約 30.8万人	平成72（2060）年時点で 約 31.5万人	-5年 -0.7万人

* 基準となる平成27（2015）年及び推計期間の中での最大値

資料：川崎市将来人口推計

人口構成の変化（市）

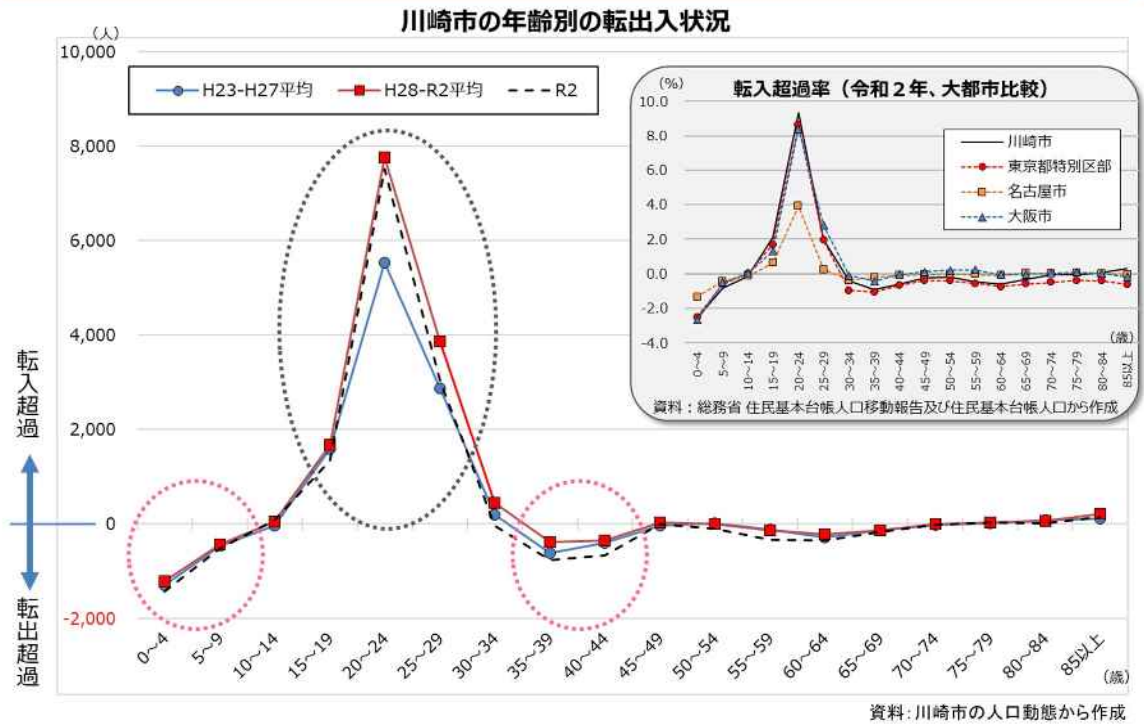
今後、徐々に年齢区分ごとの人口差が小さくなり、令和27（2045）年頃には、人口構成が大きく変化することが予測される。



資料：川崎市将来人口推計

年齢別の転出入状況（市）

本市の転出入状況は、大都市の中心部と同様の傾向となっている。
20代前後の転入超過が大きい一方、0 から 9 歳までと30代後半から40歳代前半が転出超過となっている。



世帯数の推移と今後の見通し（市）

世帯数は、令和17（2035）年頃に約79万世帯となり、ピークを迎える見込み。
核家族と単独世帯で全体の9割以上を占めている。高齢単身世帯は継続して増加すると見込まれる。

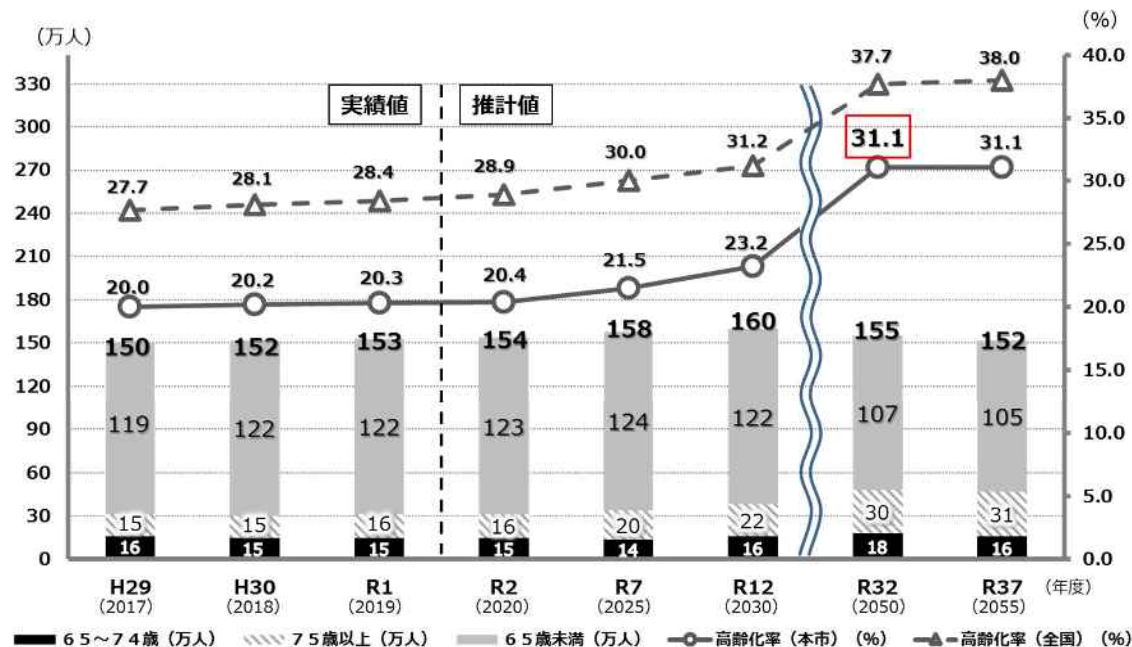


② 高齢者を取り巻く環境の変化

高齢者人口の推移から見た高齢化の現状と将来像（市）

令和7（2025）年までの間に、65歳以上の人口が21%を超え、本市においても「超高齢社会」が到来すると想定される。その後も高齢化率は上昇を続け、令和32（2050）年には約31%に達すると見込まれる。

※端数処理により合計値は内訳とは必ずしも一致しない

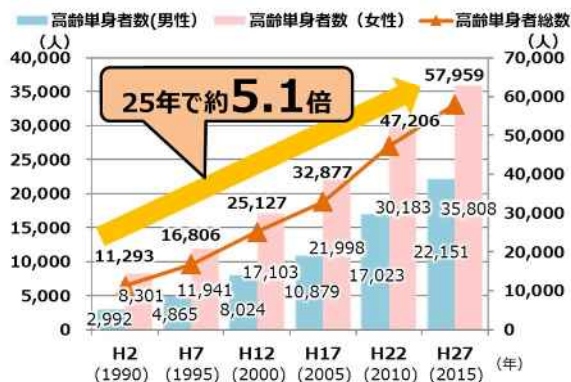


資料：川崎市年齢別人口・川崎市第3期実施計画策定に向けた人口推計から作成

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯数の推移（市）

高齢者人口が増加するなか、本市のひとり暮らしや夫婦のみ的高齢者世帯も増加しており、今後、ひとり暮らし高齢者の生活支援や「老老介護」などへの支援が必要となる。

ひとり暮らし高齢者数の推移



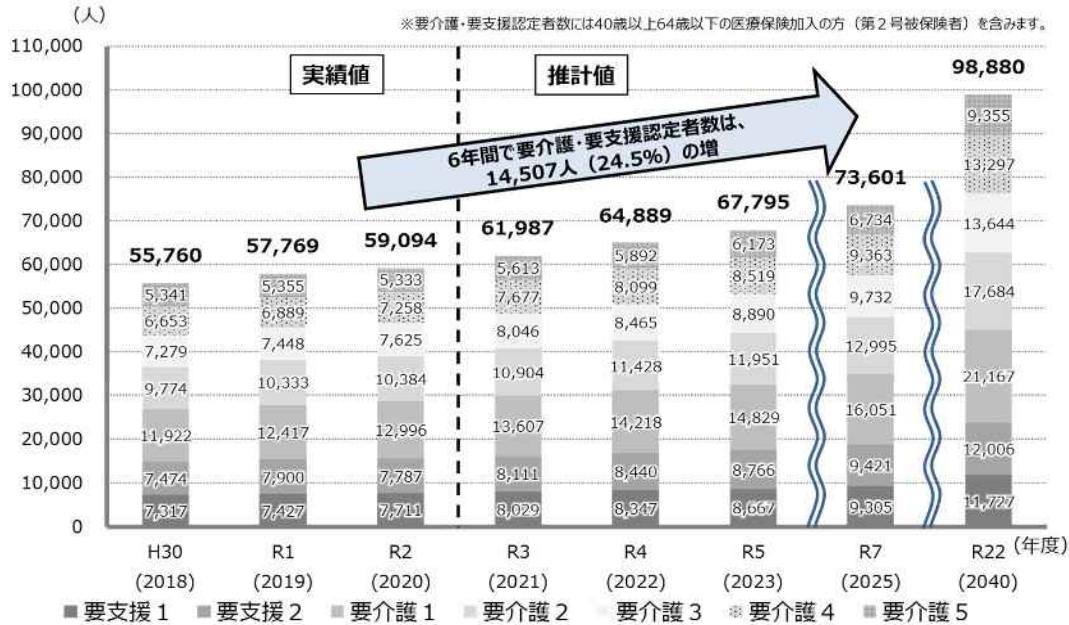
資料：国勢調査結果から作成

高齢者夫婦世帯数の推移



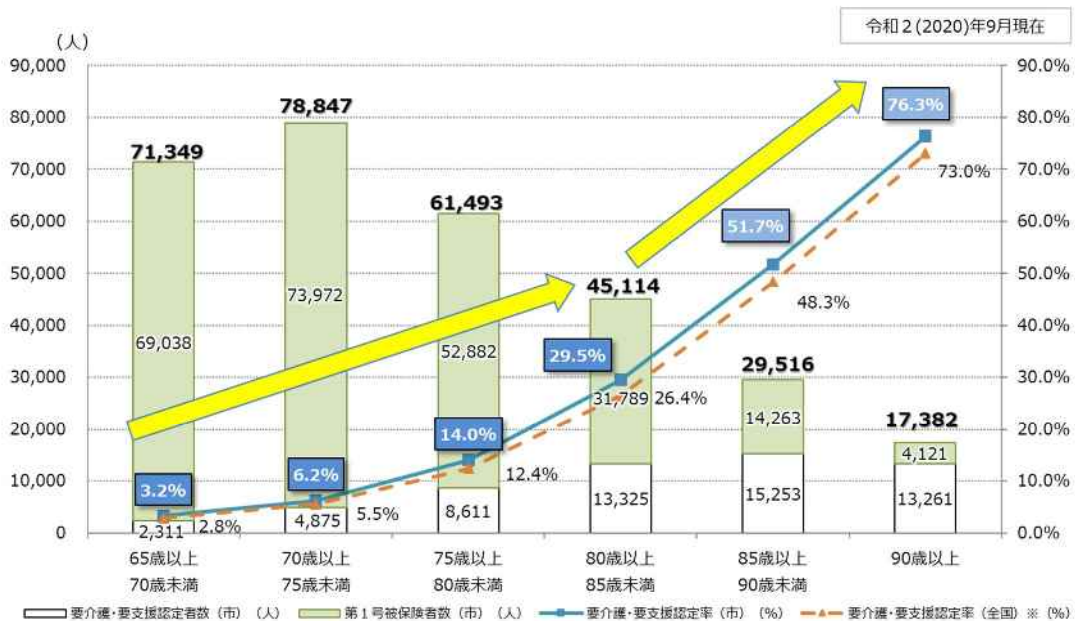
要介護・要支援認定者数の推移及び推計（市）

本市の要介護・要支援認定者数は、増加傾向にあり、令和2（2020）年9月現在約5.9万人で、令和2（2020）年から令和7（2025）年までの6年間で約24.5%増加すると推計している。



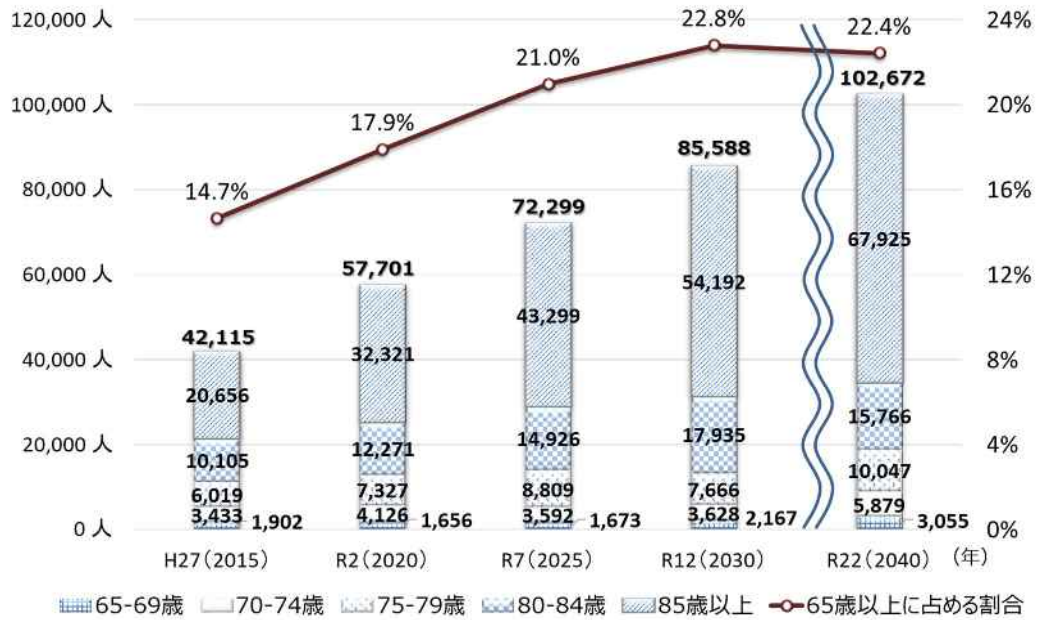
年齢階層別の要介護・要支援者数と要介護・要支援認定率（国・市）

年齢階層別に要介護・要支援認定率を見ると、80歳を超えると認定率は急上昇する。本市は全国平均よりも高い認定率となっている。



認知症高齢者数の推計（市）

本市の認知症高齢者数は、令和2（2020）年に5.7万人を超え、令和7（2025）年には7.2万人、令和12（2030）年には8.5万人を超えると推計される。

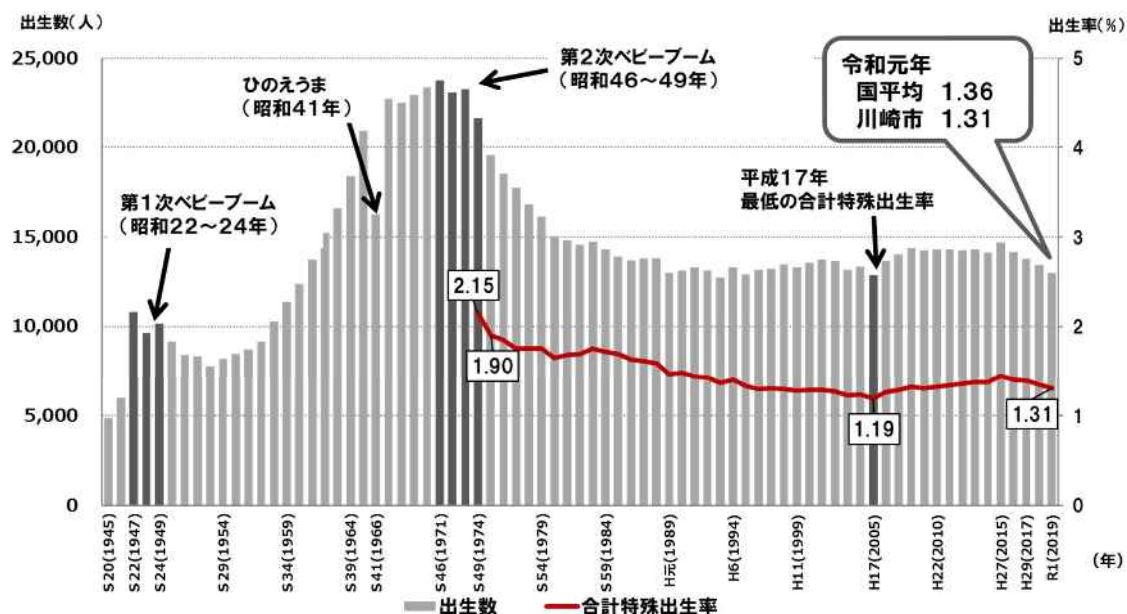


資料：第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険計画から作成

③ 子ども・若者を取り巻く環境の変化

出生数の減少と合計特殊出生率の推移（市）

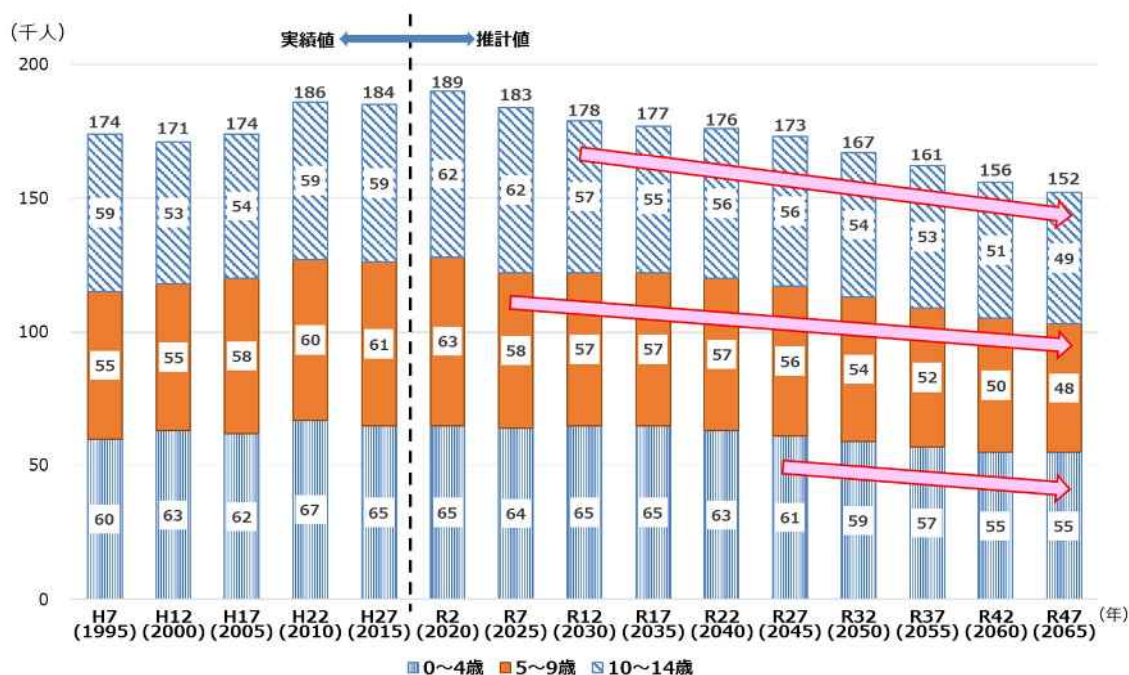
平成29（2017）年以降、本市の出生数は1万4,000人を下回り、令和元（2019）年には1万2,971人となった。令和元年（2019）年の合計特殊出生率は1.31であり、平成17（2005）年の1.19（過去最低）から回復はしているものの、近年は減少傾向にあり、また、全国平均よりも低い水準となっている。



資料：川崎市統計書、川崎市健康福祉年報

0歳から14歳までの子どもの数の推移及び推計（市）

本市の令和2（2020）年の14歳以下の子どもの数は約18.9万人となっており、今後、減少が見込まれる。



資料：平成27（2015）年までは国勢調査、令和2（2020）年以降は川崎市将来人口推計

子どもが18歳未満の「夫婦のいる一般世帯」数と「共働き世帯」数の推移（市）

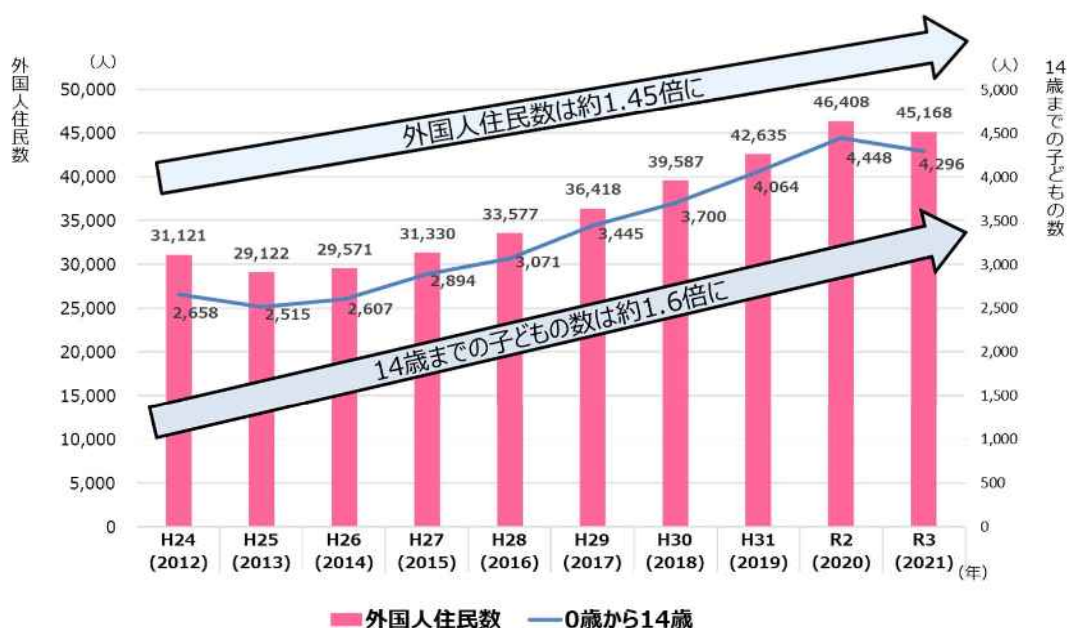
本市の18歳未満の子どもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯は年々増加しており、平成27（2015）年の構成比は51.4%で、半数以上となっている。



資料：国勢調査結果から作成

14歳までの外国人住民数の推移（市）

外国人住民数はこの10年で約1.45倍となり、令和3（2021）年で45,168人となっている。うち、0歳～14歳までの子どもの数は、10年で約1.6倍となっている。



資料：川崎市「管区別年齢別外国人住民人口」各年3月末日人口から作成

子どもの貧困率の推移（国）

我が国の「子どもの貧困率」は、平成30（2018）年時点で13.5%となっており、平成27（2015）年時点の13.9%と比べて改善したものの、依然として約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状態にある。

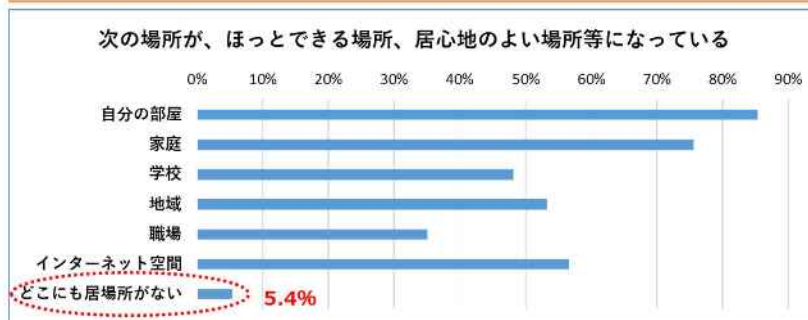


（※）「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない世帯に含まれる子どもの割合のこと

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

子ども・若者の居場所や相談相手（国）

子ども・若者が「ほっとできる場所」等と感じているのは、1位自分の部屋、2位家庭、3位インターネット空間となっており、どこかしらに居場所を持っている子ども・若者が多くいる反面、そうした場所での相談相手については21.8%がいないと答えており、困った時に助けてくれる人も11.3%がいないと回答している。



資料：内閣府「子供・若者の意識に関する調査」令和元(2019)年から作成



④ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり

誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくりの必要性（国・市）

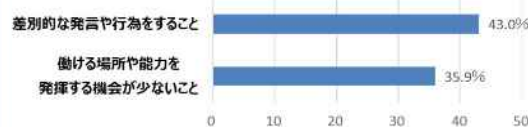
ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の重要性が高まる中、障害者をはじめとするマイノリティの人たちが生き生きと暮らす上での障壁となっている人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出すことが求められている。

【バリアフリー法の改正（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：令和2(2020)年改正）】

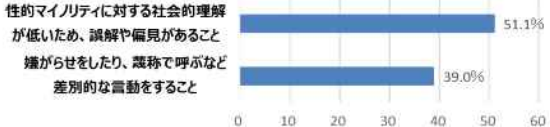
- 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
 - ・公共交通事業者等に対するスロープ板の適切な操作、明るさの確保などソフト基準適合義務を創設 など
- 国民に向けた広報啓発の取組推進
 - ・国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加 など
- 市町村による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）
 - ・市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューに、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
 - ・心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 など

【市民の問題意識】

Q 障害者に関することで、人権上、特に問題だと思うことは？



Q 性的マイノリティ（※）の人権に関することで、特に問題だと思うことは？



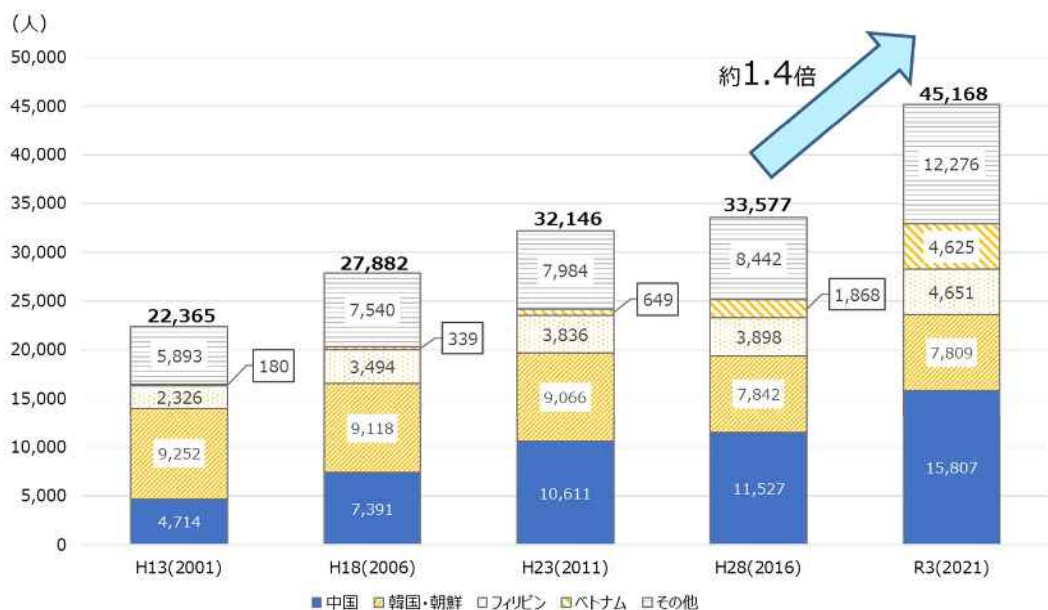
資料：「川崎市 人権に関する市民意識調査」（令和2（2020）年12月～令和3（2021）年1月） ※上位2項目を掲載

※ 性的マイノリティ

LGBT（Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bはバイセクシャル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）等の方々の総称として使われる。

外国人住民数の推移（市）

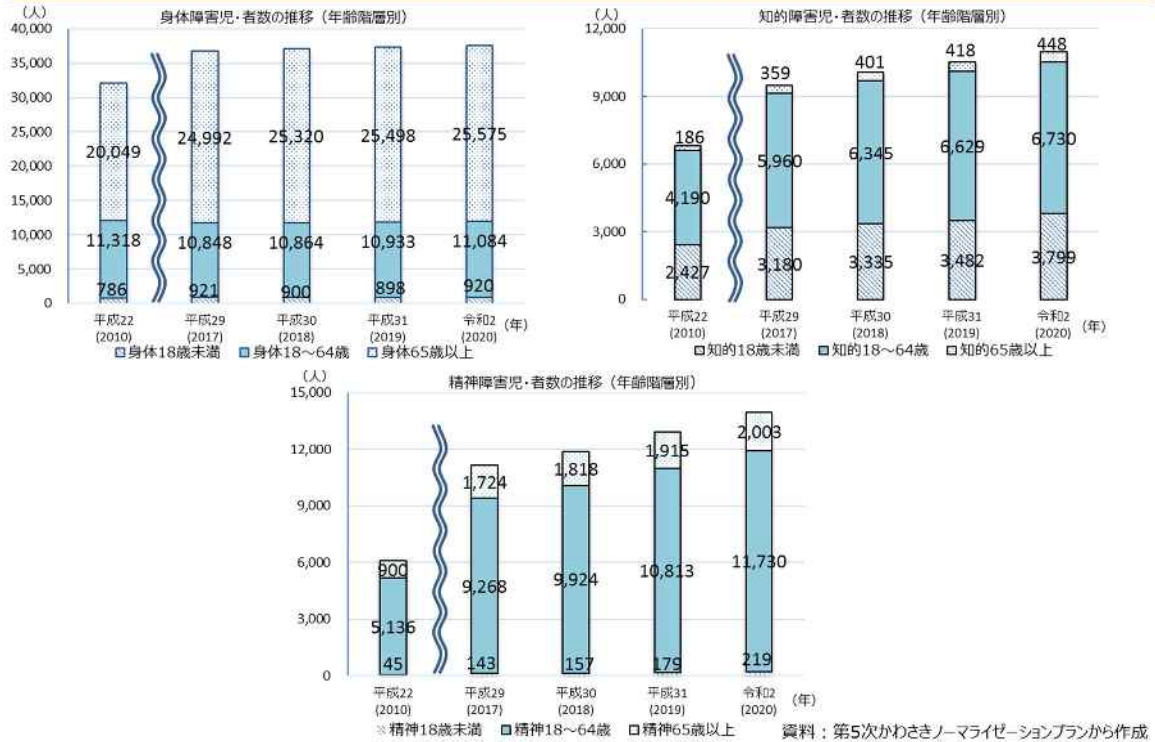
本市の外国人住民数は、過去20年間で約2倍、直近5年間では約1.4倍となっており、近年、急激な増加を示している。



資料：川崎市「外国人国籍地域別統計」各年3月末日人口から作成

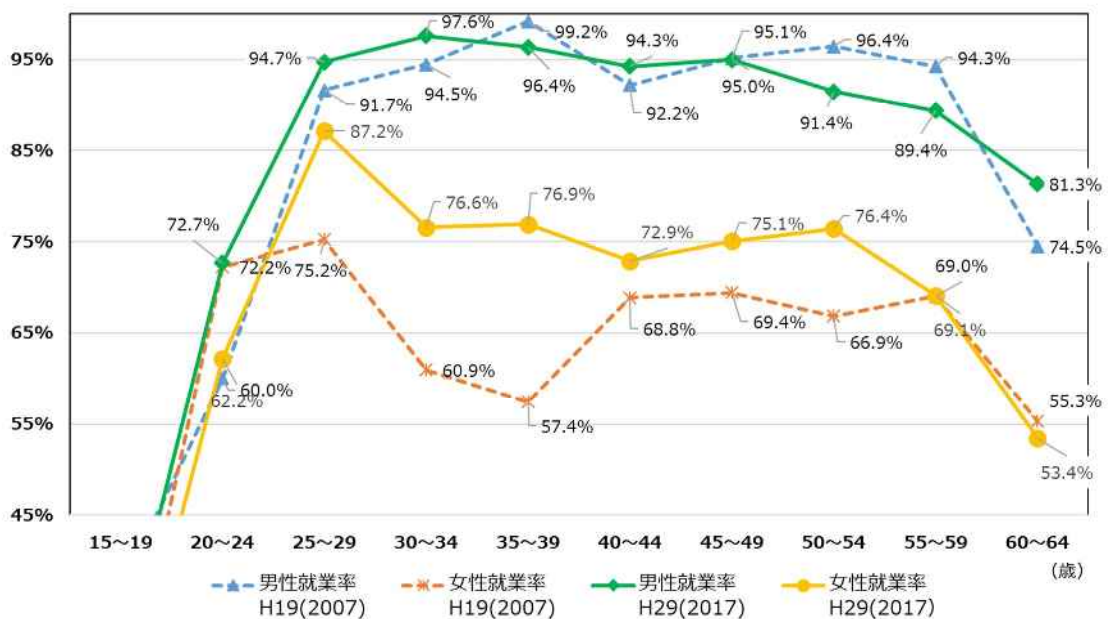
各障害者手帳所持者数の推移（市）

65歳以上の身体障害者手帳所持者数が、令和2（2020）年に平成22（2010）年と比べて 5,526人・約27.5%の増となるなど、障害者手帳所持者数が増加している。



年齢階級別就業率の状況（市）

本市における年齢階級別就業率は、概ね全ての年齢層において平成19（2007）年から平成29（2017）年にかけて上昇しているが、依然として男性と比べ、女性の就業率が低い傾向にある。

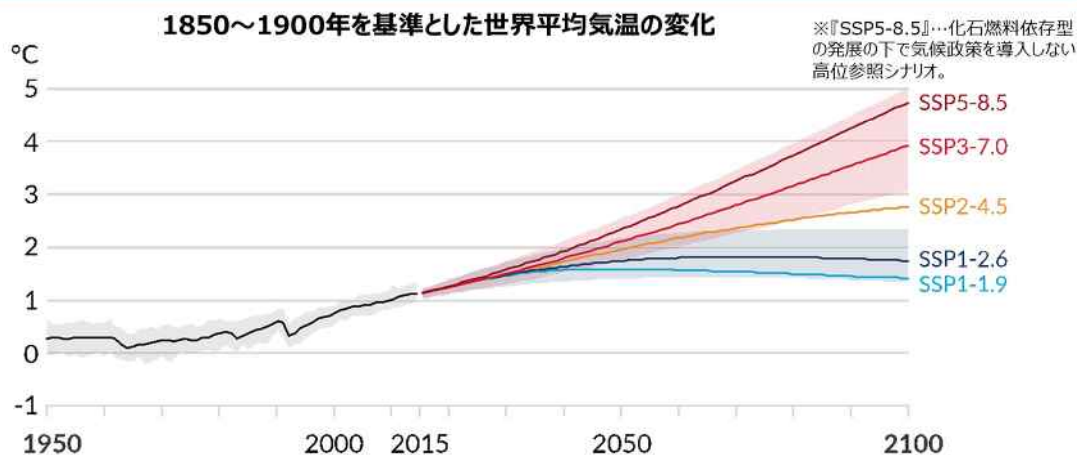


資料：就業構造基本調査

⑤ 気候変動の影響

世界平均気温等の変化（世界）

IPCCは、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」としており、今後のシナリオのうち最も危機的なものでは、2100年に、世界平均気温は1850～1900年から3.3～5.7℃、世界平均海面水位は1995～2014年から0.63～1.01m上昇する可能性が高いとしている。



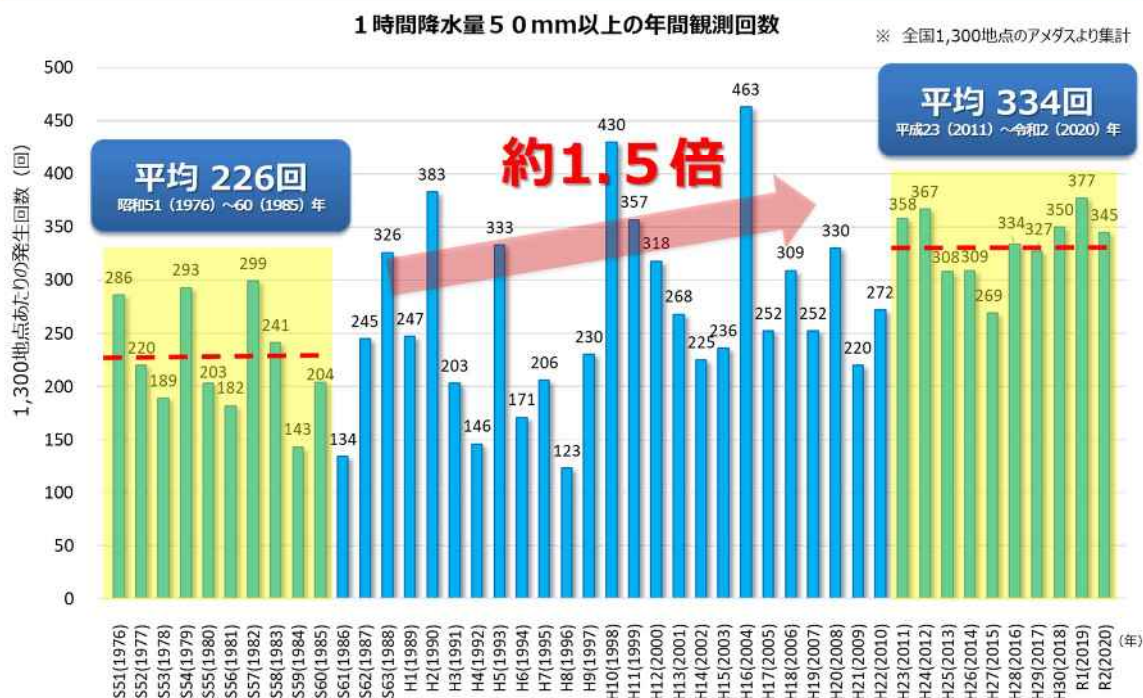
※IPCC…気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、1988年に設立された政府間組織で、2021年8月現在、195の国と地域が参加している。世界中の科学者の協力の下、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

※今回（第6次報告）は、将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路（SSP）と放射強制力を組み合わせた5つのシナリオが使用され、SSP1-1.9（持続可能な発展の下で、工業化前を基準とする21世紀末までの昇温（中央値）を約1.5℃以下に抑える気候政策を導入した場合）でも、2100年において、世界平均気温は1850～1900年から1.0～1.8℃、世界平均海面水位は1995～2014年から0.28～0.55m上昇する可能性が高いとしている。

資料：IPCC「第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約」等から作成

日本の降水量に関する状況（国）

1時間降水量が50mm以上の大雨の年間発生回数は増加傾向にあり、昭和51（1976）年～昭和60（1985）年と平成23（2011）年～令和2（2020）年の平均を比べると、約1.5倍に増加している。



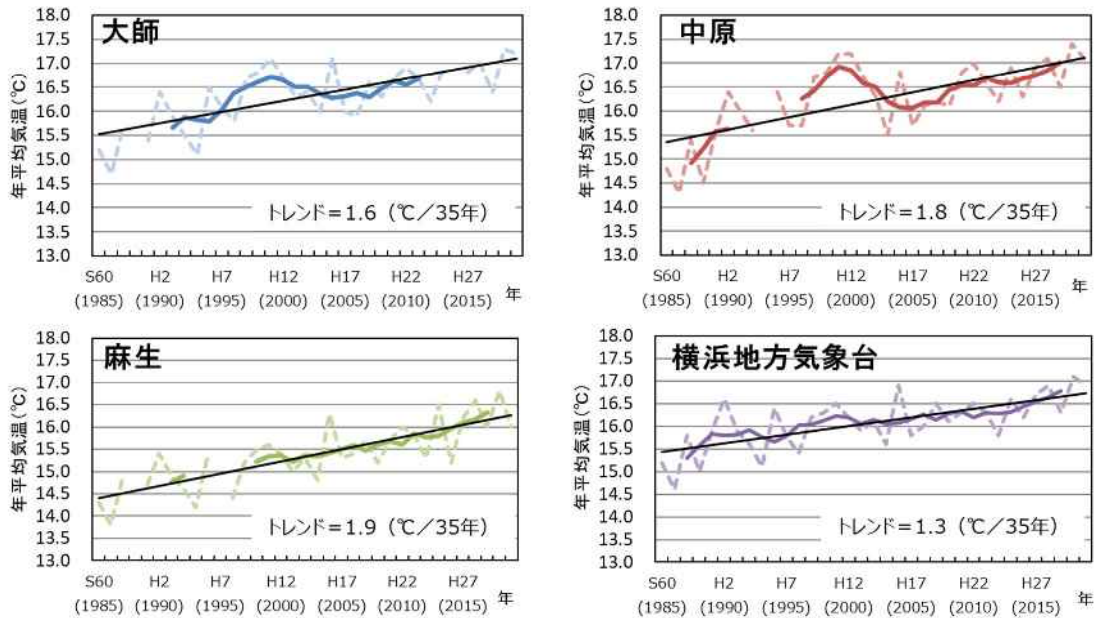
資料：気象庁資料から作成

年平均気温の推移（市）

それぞれの地点における年平均気温について、いずれの地点も上昇傾向であり、35年あたり、大師では1.6℃、中原では1.8℃、麻生では1.9℃上昇しており、地球温暖化に加え、都市部におけるヒートアイランド現象の影響が現れていると考えられる。

年平均気温の5年移動平均と変化傾向（統計期間1985～2019年）

点線：隔年の値 太線：5年移動平均 直線：変化傾向



資料：川崎市気候変動レポート

⑥ 災害対策の強化

激甚化する風水害への対応（国・市）

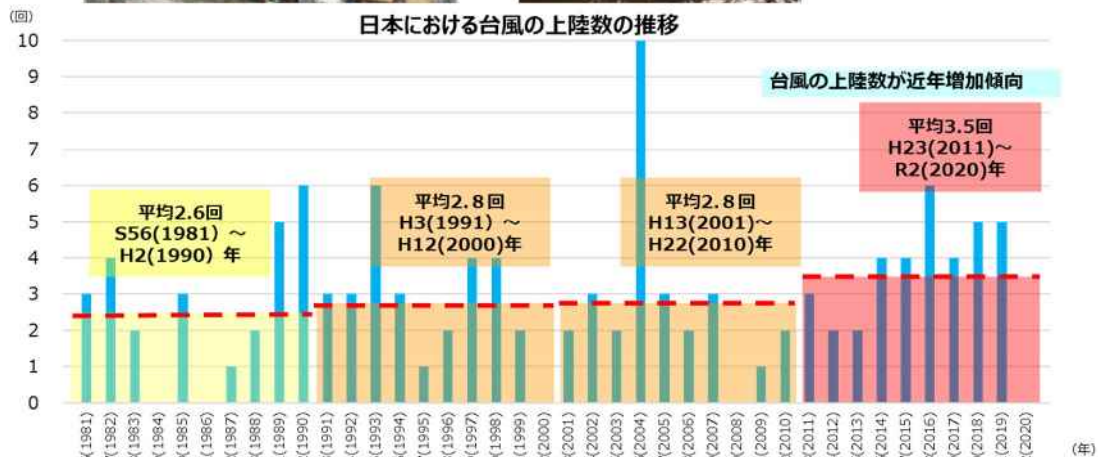
今後、地球温暖化の進行に伴い、豪雨災害のリスクがさらに高まることが予想されていることから、令和元年東日本台風など、過去の災害の教訓を踏まえた対策が求められている。

令和元年東日本台風の影響（高津区）



令和元年東日本台風では、本市においても、死者1名、停電被害約22,000件、全半壊約1,000件、床上・床下浸水約1,700件など、甚大な被害が発生

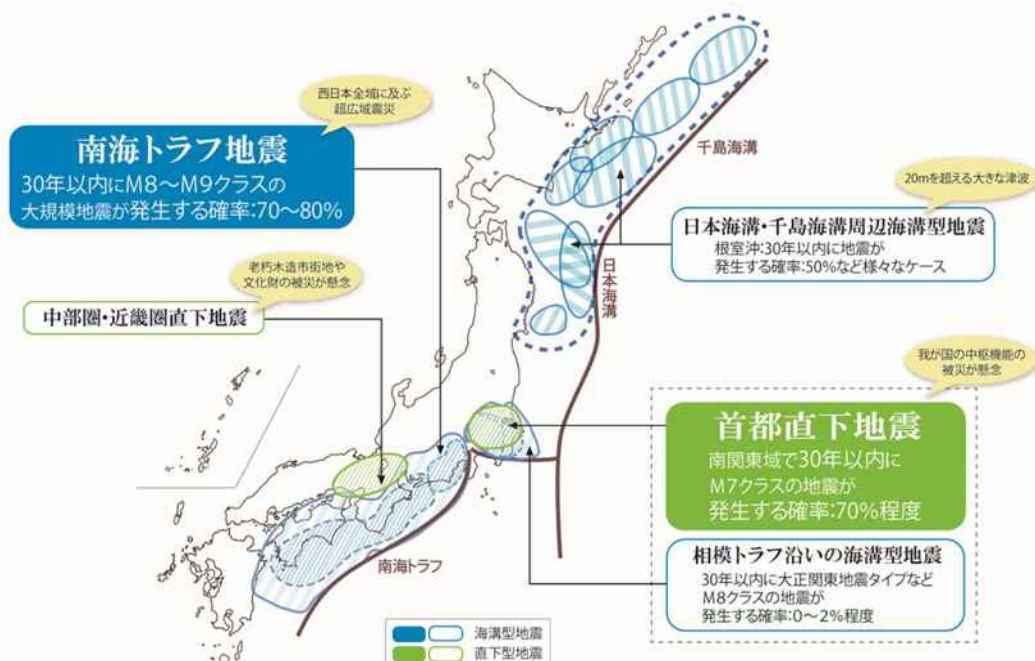
日本における台風の上陸数の推移



資料：気象庁資料から作成

今後30年間に甚大な被害が想定される地震が発生する確率（国）

今後30年間に70%程度の確率で大規模地震の発生が想定されていることから、過去の震災等の教訓を踏まえた対策が求められている。



資料：国土交通省

これまでに発生した地震での課題を踏まえた地域防災力の強化（市）

東日本大震災や熊本地震での教訓を踏まえ、市民等による「自ら守る」ための平常時からの備えと地域社会での支え合い、また、これを後押しするための行政による環境の整備等が求められている。

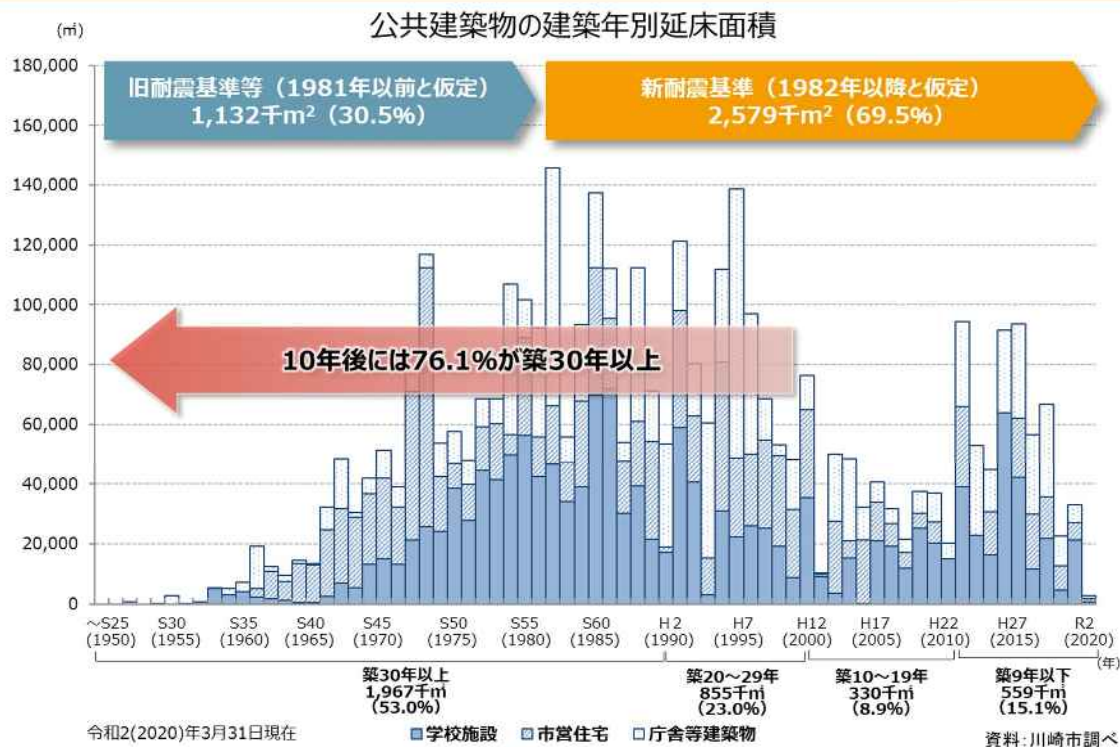


資料：平成29（2017）年度災害救助法等担当者全国会議資料（熊本県提出）から作成

⑦ 都市インフラの老朽化と有効活用

公共建築物の老朽化の状況（市）

10年後には公共建築物の約76%が築30年以上となるなど、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念される。



公共空間の有効活用の展開（市）

道路や河川、公園などの公共空間を有効活用し、まちの賑わいや交流等の創出を図るとともに、規制緩和等により生まれた新たな財源を施設の維持管理や周辺のまちづくりに還元・再投資することで、スパイラルアップによるまちの価値の向上を図る取組を進めており、こうした取組の一層の推進が求められている。



駅前広場の活用
（川崎駅東口駅前広場「カワサキよりみちサーカス」）



通路の活用
（川崎駅北口通路「壁面広告・イベント活用」）



広告塔の設置



道路の活用
（「市道小杉町21号線社会実験」）

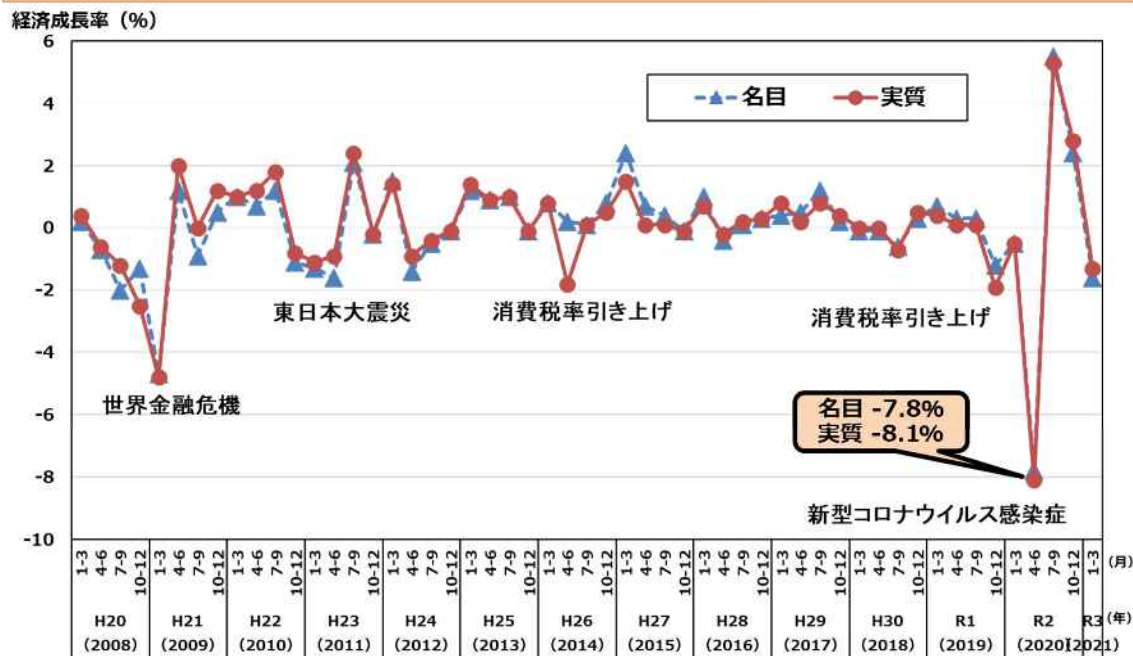


公園の活用
（多摩川見晴らし公園「ロー密パークフェス」）

⑧ 産業経済を取り巻く環境変化

景気動向 経済成長率（国）

全国の経済成長率は、世界金融危機の影響で平成20（2008）年秋から平成21（2009）年春にかけて急激に悪化し、一旦、回復したものの、平成23（2011）年の東日本大震災の影響で再び低下した。令和2（2020）年春以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく上下している。

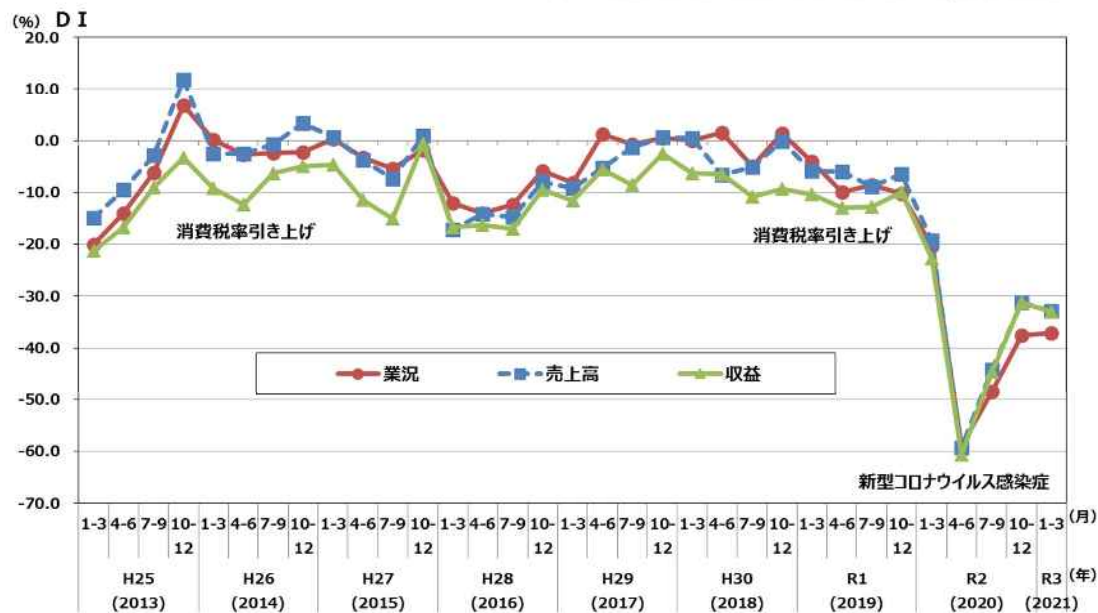


資料：内閣府 四半期GDP速報

中小企業の景況感（市）

業況、売上高及び収益の各DI※は、平成25（2013）年の改善傾向から、平成26（2014）に消費税率引き上げの影響等により低下に転じた。近年では緩やかな改善の動きが見られたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に下落している。

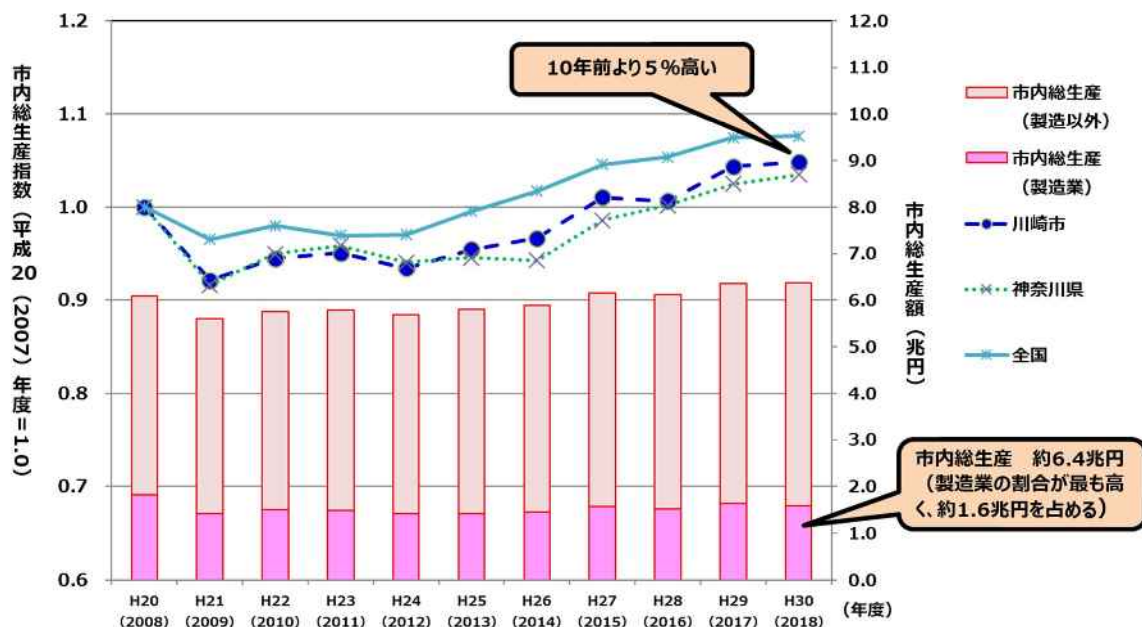
※「Diffusion Index」の略で、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの



資料：川崎信用金庫 中小企業動向調査

市内総生産の推移（市）

市内総生産は約6.4兆円（平成30（2018）年度、名目）で、全国の1.2%、県の17.9%を占める。10年間の成長率は、約5%となっている。

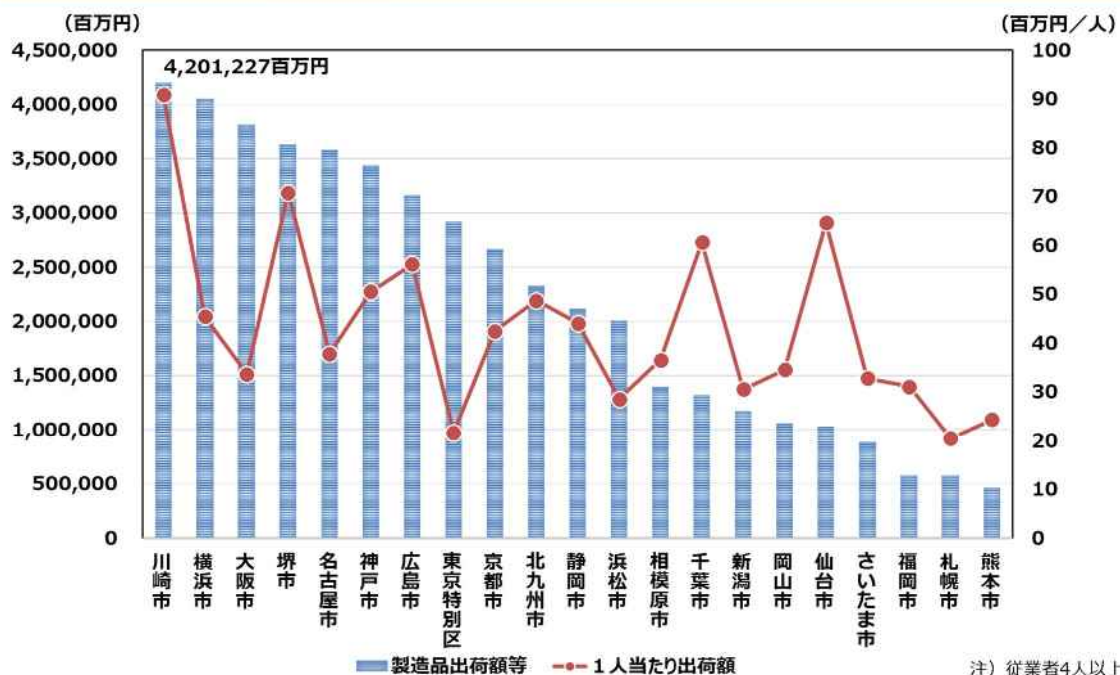


※ 市内総生産：市内の生産活動によって生み出された付加価値額の合計（生産の過程で必要となった中間投入の額を除く）

資料：川崎市市民経済計算

製造業における製造品出荷額等の大都市比較（令和元（2019）年）

本市の製造品出荷額等は、4兆2,012億円、従業員1人あたりの額は、9,086万円です。いずれも大都市中で第1位となっており、高度な産業集積と生産性を実現している。

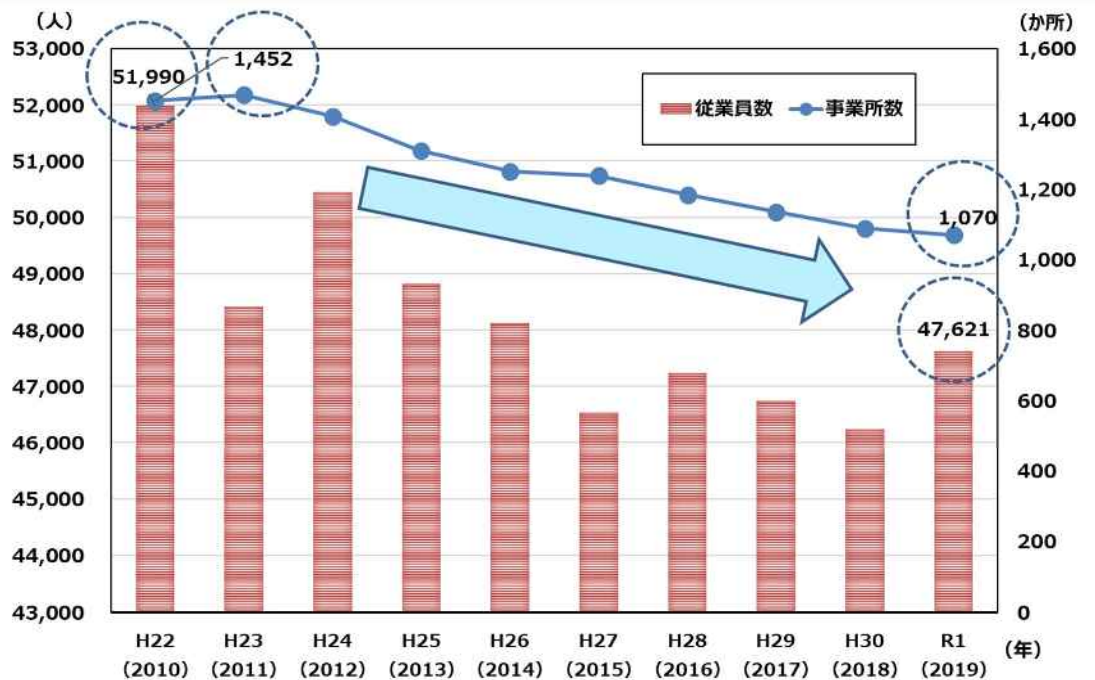


注）従業員4人以上

資料：工業統計調査

製造業における事業所数及び従業者数の推移（市）

10年間で、市内の事業所数は382か所（26.3%）、従業者数は4,369人（8.4%）減少しており、産業集積の維持・強化が課題となっている。



※R1（2019）の値は速報値

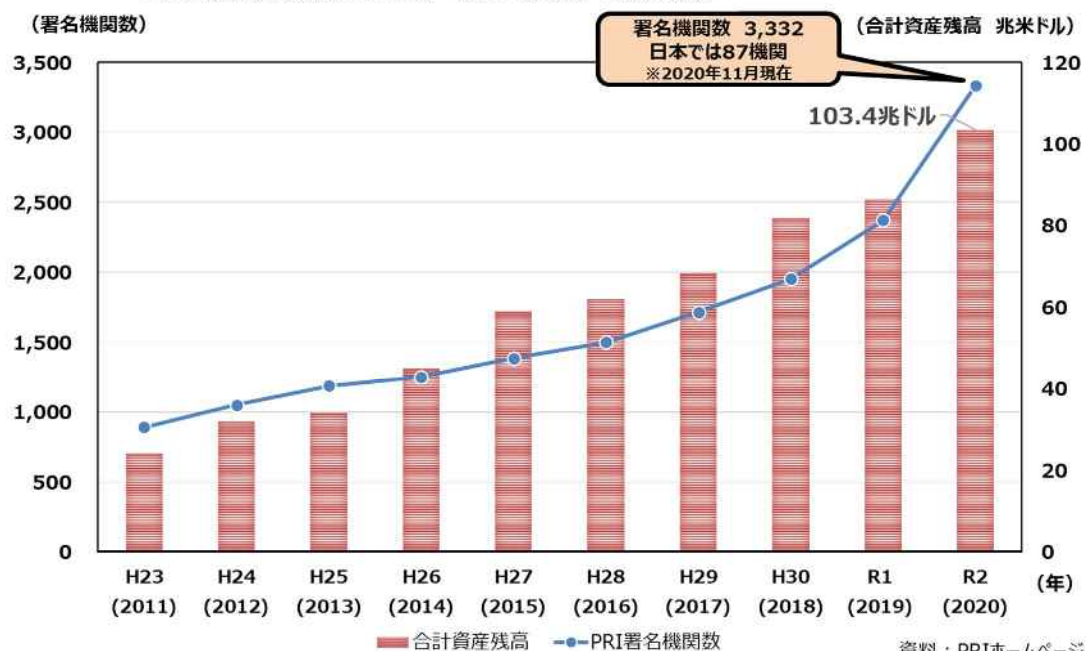
資料：工業統計調査、経済センサス

ESG投資の広がり 責任投資原則（PRI）署名機関数の推移（世界）

国際連合の支援のもと、責任投資原則※1（PRI※2）が発足し、投資家が投資先に対してESG（環境・社会・ガバナンス）への配慮を求める動きが拡大している。今後もESG投資額の増加が考えられる。

※1 責任投資原則：H18（2006）年に国際連合が金融機関や機関投資家に対して提唱した新しい投資の行動原則
金融機関などが投資の意思決定を行う際には、投資先となる企業のESG問題（環境(Environment)・社会問題 (Social)・企業統治(Governance)）への取組を考慮・反映すべきであるという原則

※2 PRI：Principles for Responsible Investmentの略



資料：PRIホームページ

⑨ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成に向けた取組の必要性（市）

価値観が多様化するなど不確実性の時代における複雑な課題に対応するため、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成に向けて、地域のつながりをつくり、多様な主体の連携による地域づくりの「新たなしくみ」の構築に取り組んでいくことが求められている。

これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定）に基づく新たな取組



区域レベルの取組「ソーシャルデザインセンター」の創出（多摩区ソーシャルデザインセンター）



防災空地でのマルシェ



公開空地での星空ディスプレイ



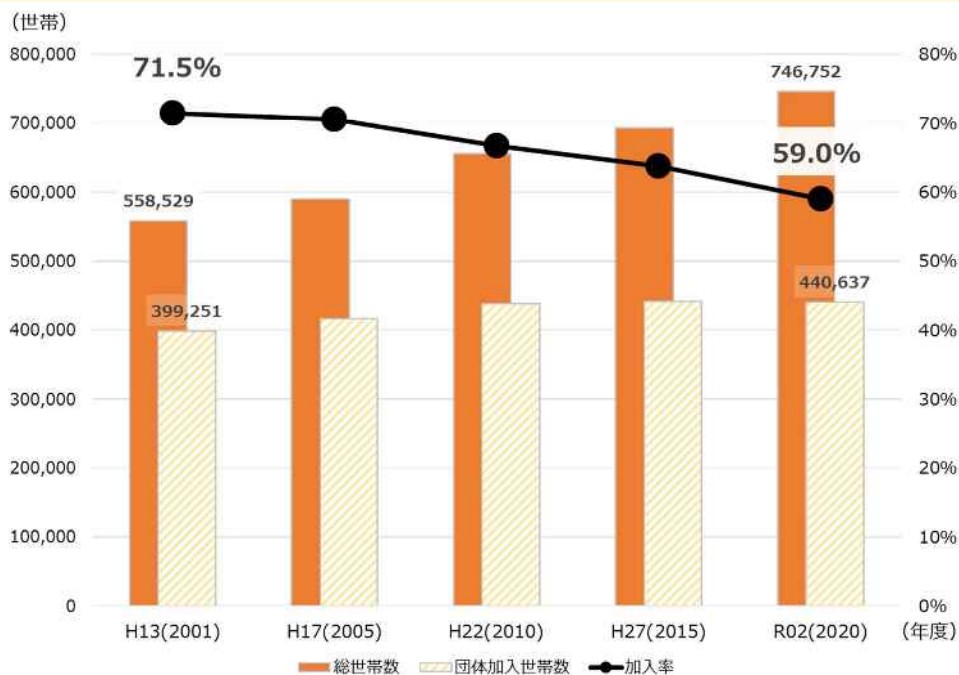
オンラインを併用した「まちのひろばフェス」の開催



イラスト：イスナデザイン
地域に広がる「まちのひろば」～希望のシナリオのイメージ～

町内会・自治会加入率（市）

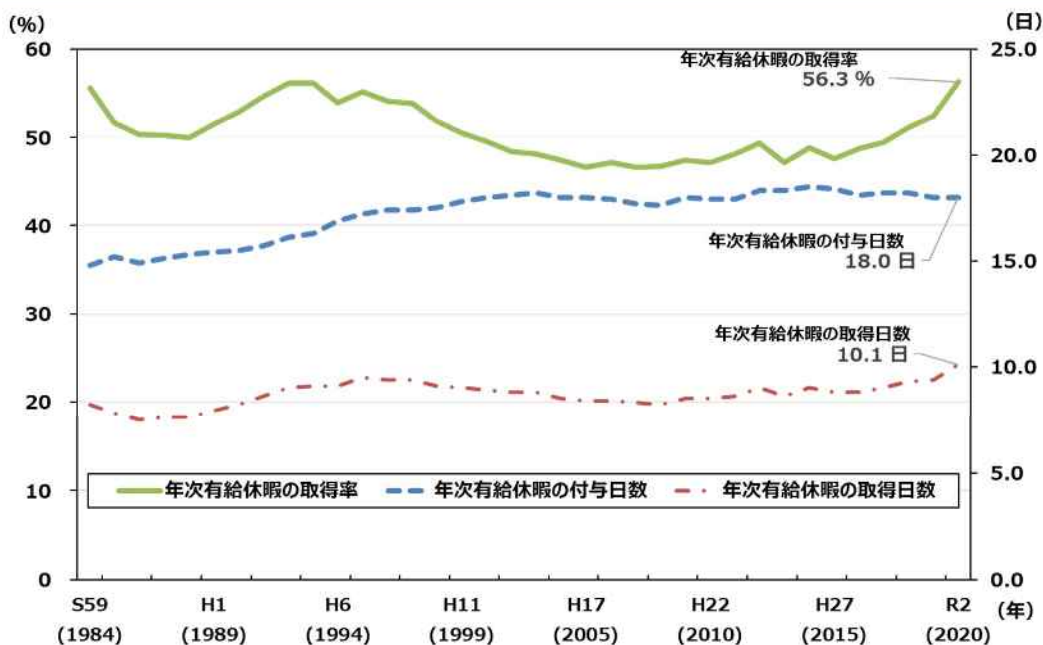
身近な地域のつながりによって互いが支え合う「互助」の重要性が一層高まり、地域コミュニティの中核を担う組織であり、行政との協働のパートナーでもある町内会・自治会の果たす役割が非常に重要なものとなる中、町内会・自治会の加入率は減少傾向にある。



⑩ 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況（国）

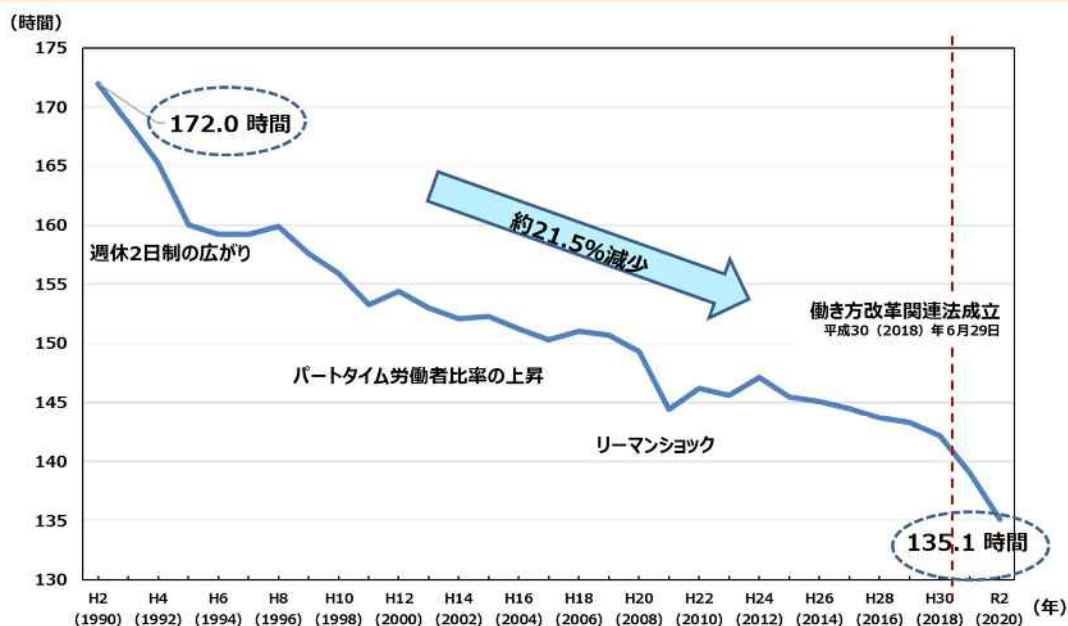
1年間に企業が付与した年次有給休暇は、令和2（2020）年調査では、労働者一人平均で18.0日、そのうち労働者が取得した日数は10.1日で、取得率は56.3%となっている。取得日数及び取得率は、過去最多（昭和59（1984）年以降）となっており、今後も積極的な取組が期待される。



資料：厚生労働省 就労条件総合調査、賃金労働時間制度等総合調査

常用労働者1人平均月間総実労働時間数 年平均の推移（国）

令和2（2020）年の常用労働者1人平均月間総実労働時間数（従業員5人以上）は135.1時間となっており、30年前（平成2（1990）年）と比較して約21.5%減少している。平成30（2018）年6月には働き方改革関連法が成立し、順次施行されている。

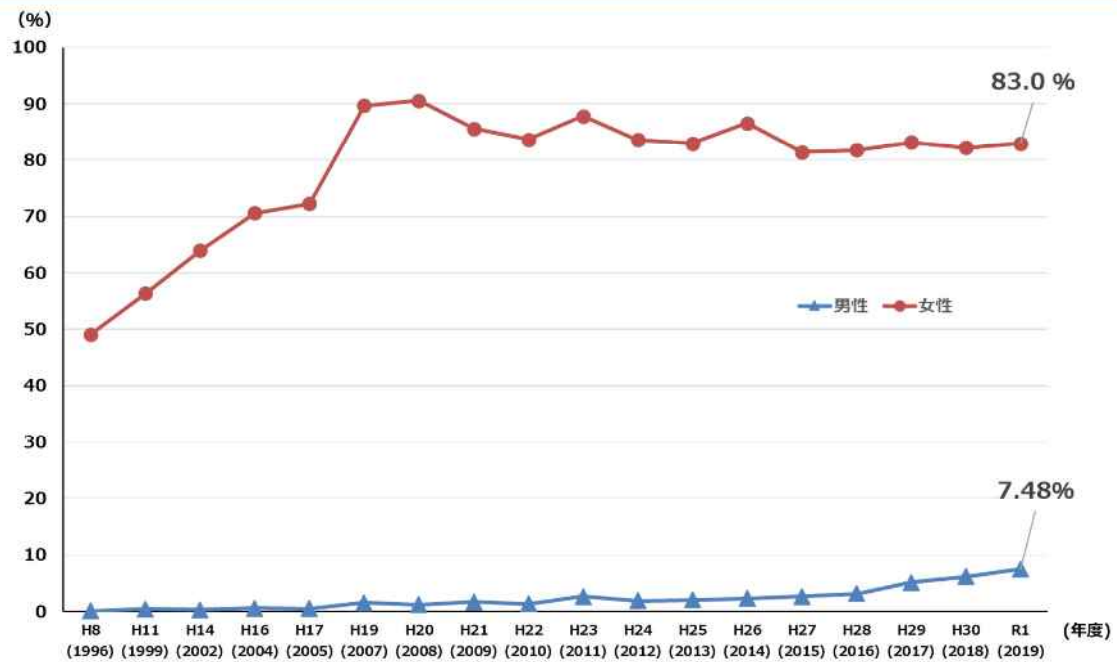


※従業員5人以上規模の事業所

資料：厚生労働省 毎月勤労統計調査

育児休業の取得率（国）

令和元（2019）年度の育児休業取得率は、男性が7.48%、女性が83.0%である。男性、女性ともに、長期的には上昇傾向にあるものの、男性の取得率は、低い割合に留まっている。



※平成23（2011）年度の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

資料：厚生労働省 雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）

(3) 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル

充実した交通ネットワーク

充実した道路網や鉄道網など、新幹線や羽田空港等へのアクセス性が高く、利便性の高い交通ネットワークが構築されている。

主な幹線道路ネットワーク



主な鉄道路線ネットワーク



都市計画道路103路線、総延長約306kmのうち、約68%の約208kmが完成している。

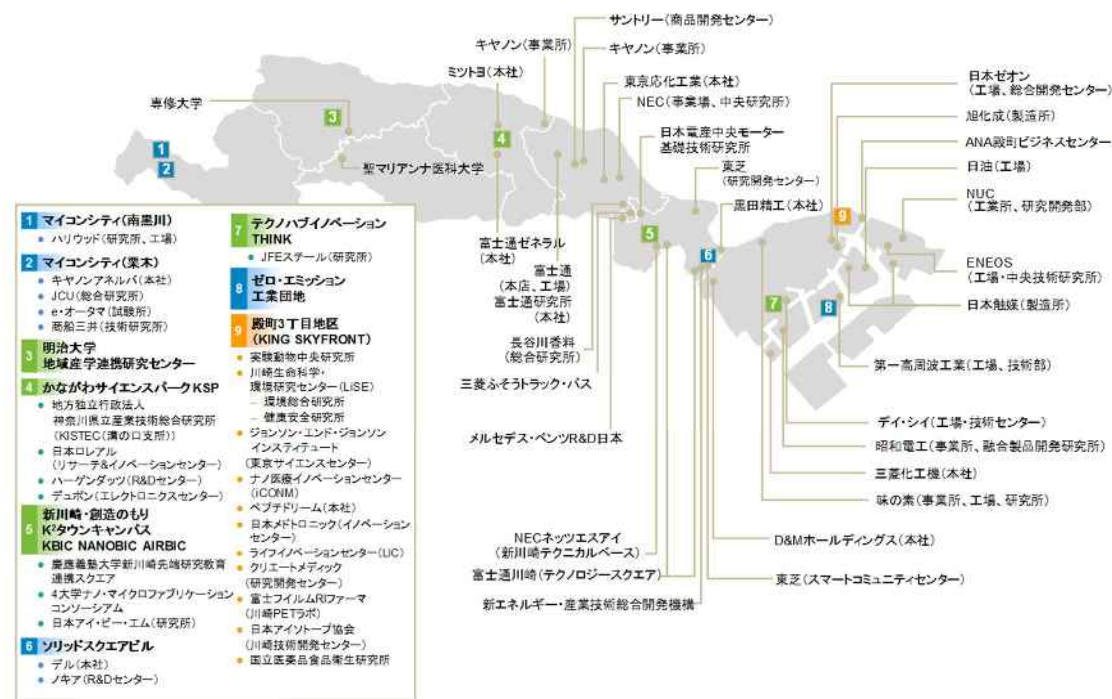
(令和3(2021)年4月1日現在)

鉄道を55駅有する、大都市の中で4番目に鉄道駅密度※の高い都市である。

※政令指定都市及び東京都区部における1km²あたりの鉄道駅数(JR・民鉄・地下鉄の駅数)の比較

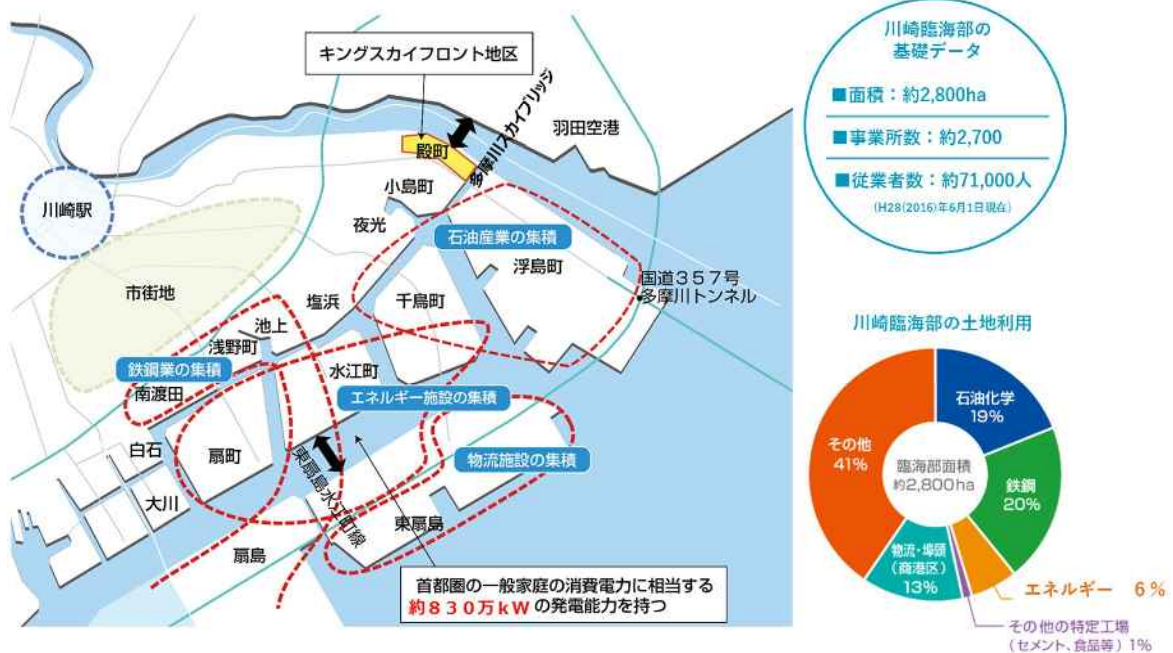
主要企業と研究開発機関の立地状況

市内には、約400の研究開発機関が立地し、新川崎地区やキングスカイフロント等の研究開発機関集積地区を有するなど、産業振興・イノベーションを推進する基盤がある。



川崎臨海部の状況（ポテンシャル）

川崎臨海部は、鉄鋼、石油等の工場や、エネルギー、物流等の施設が集積し、コンビナートを形成している。多摩川をはさみ、対岸には羽田空港が近接している。



多様な機能を持つ総合港湾としての発展

令和元年（2019）年の川崎港の入港船舶総トン数は全国第9位、海上出入貨物量は全国主要港湾中第10位、完成自動車（新車＋中古車）の輸出は全国8位、うち中古自動車の輸出は全国5位、公共ふ頭におけるコンテナ貨物の取扱量は10年連続で増加し続けている。



川崎港コンテナミナル背後の「東扇島総合物流拠点地区」など、東扇島には物流倉庫が多数立地。特に冷蔵・冷凍倉庫の保管能力は約100万トンに達し、国内随一の集積。東扇島地区全体の就労者は約1万1,000人。



東扇島公共ふ頭（岸壁からの自動車輸出）



市民生活を支えるコンテナ貨物

輸入品目			主な仕出し地		取扱量 (トン)	輸出品目			主な仕向け地		取扱量 (トン)
1	家具・装飾品	中国	ベトナム		804,989	1	自動車部品	インドネシア	台湾	83,774	
2	その他日用品 (日用雑貨など)	中国	ベトナム		282,893	2	化学薬品	中国	シンガポール	62,874	
3	製造食品 (冷凍食品など)	タイ	中国		116,874	3	再利用資材 (古紙など)	中国	ベトナム	38,486	
4	玩具	ベトナム	中国		40,307	4	合成樹脂など	マレーシア	中国（香港）	19,916	
5	衣類・身用品・ はきもの	ベトナム	中国		28,189	5	産業機械	中国	タイ	15,442	

※川崎港全体のコンテナ取扱貨物量
資料：令和元（2019）年川崎港湾調査集計結果

スポーツのまち・かわさき

本市を拠点として活躍するかわさきスポーツパートナーの活躍が、川崎を全国にアピールするとともに市民の地元への愛着を育んでいる。また、国際的な競技大会から気軽に参加できるスポーツイベントまで、スポーツに親しむ環境が整っている。

かわさきスポーツパートナー
〈サッカー・J1リーグ〉
川崎フロンターレ

Frontale



かわさきスポーツパートナー
〈バスケットボール・B.LEAGUE〉
川崎ブレイブサンダース



©KAWASAKI BRAVE THUNDERS



パワフルかわさき区民綱引き大会



川崎市スポーツフェスタ



川崎市長杯ボッチャ大会

文化芸術の薫るまち

本市には、多様な背景をもつ文化芸術資源が豊富に存在し、また、市内の各所では、音楽や演劇、美術、舞踊など、市民の主体による多彩な文化芸術を活動が盛んに行われている。



川崎大師新能



アルテリッカルしんゆり



青少年による演劇公演プロジェクト「青の素」



プラチナ音楽祭



かわさき市美術展

「音楽のまち・かわさき」「映像のまち・かわさき」

世界水準の音響性能をもち、国際的評価の高いミューザ川崎シンフォニーホールにおいて、本市のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団が演奏活動を行うほか、市内には2つの音楽大学、4つの市民オーケストラ、100を超える市民合唱団・吹奏楽団などがあり、多彩な活動を行っている。また、市内には4つのシネマコンプレックスや、日本で唯一の映画の単科大学、映像スタジオがあるなど、映像制作活動が盛んに行われている。



ミューザ川崎シンフォニーホール



かわさきシネマアワード



かわさきジャズ



昭和音楽大学



洗足学園音楽大学



日本映画大学白山キャンパス

若者文化の発信

本市では2024年パリ五輪の競技種目となったブレイキンをはじめとして、BMXやスケートボードなど、ストリートカルチャーから育まれた若者による文化が盛んであることを踏まえ、若い人たちが集い、チャレンジできる環境づくりを進めている。



若者文化の発信に向けたキービジュアル

かわさきパラムーブメントの推進

本市では、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」をめざす、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」ことを理念とした「かわさきパラムーブメント」を推進しており、パラアートやパラスポーツといったこれまでの取組だけでなく、eスポーツなどの新たな手法を活用した取組によるレガシー形成が期待されている。



パラアート一般公募プログラム
(創作人形劇)



eスポーツ (イメージ)

© ePARA



かわパラ (シッティングバレー体験)



Colors かわさき展



© プリティッシュ・カウンシル
プリティッシュ・カウンシル連携
(ストップギャップ)

それぞれの魅力を持った川崎の三大公園（富士見公園、等々力緑地、生田緑地）

市の南部に位置する富士見公園、中央に位置する等々力緑地、北西部に位置する生田緑地は、川崎の三大公園と呼ばれており、広く市民に親しまれている。

富士見公園

運動施設や市民利用施設が集積するなど、市民の憩いの空間や様々な活動の拠点を有する総合公園



長方形競技場



かわさき市民まつり



市民広場

等々力緑地

多数の運動施設や市民の憩いの場など多面的な機能を有する総合公園



等々力陸上競技場



等々力球場



釣池

生田緑地

豊かな自然環境と、伝統文化・科学・芸術など個性豊かな施設を有する緑の宝庫



メタセコイア林



藤子・F・不二雄ミュージアム



かわさき宙と緑の科学館

市民に親しまれる「ふるさとの川 多摩川」

多摩川の水と緑は、本市の自然、産業、歴史、文化に深いかわりを持ち、多摩川の恵みにより、まちが育まれてきた。この魅力を流域で共有して連携を深めるなど、更なる魅力の向上が期待されている。



市制記念多摩川花火大会



とどろき水辺の楽校



多摩川緑地バーベキュー広場



丸子の渡し祭り



川崎国際多摩川マラソン

多彩で魅力ある「かわさきの観光資源」

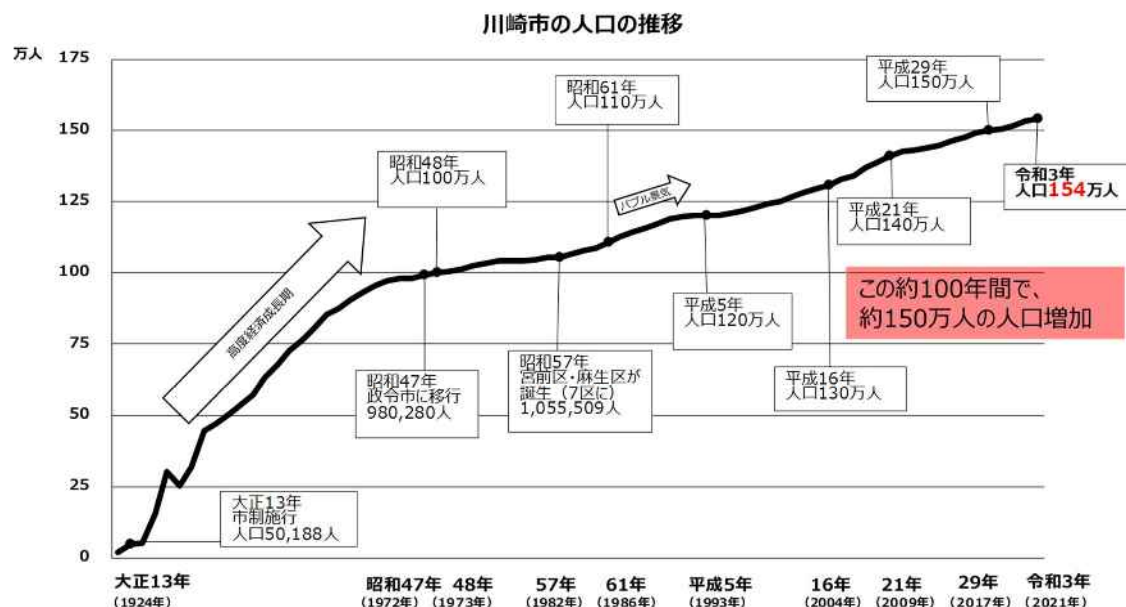
産業観光や工場夜景など、特徴的な地域資源を活用した観光プロモーションを進めている。また「川崎大師」や「川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム」等の市内を代表する施設等は、全国的にも話題となっている。



(4) 新たな飛躍に向けたチャンス

この100年間の川崎市の人口推移

市制施行された大正13（1924）年の5万人からスタートした本市の人口は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性に加え、成長産業が集積するなど、活力ある都市として人口増が続き、令和3（2021）年には約154万人となっている。



資料：川崎市作成

市制100周年に向けて

令和6（2024）年に市制100周年を迎えるに当たり、川崎は、多様性を認め合い、つながり合うことで、新しい魅力や価値を生み出すことができるまちを目指していくというブランドメッセージを改めて認識するとともに、この契機を未来に向けた「あたらしい川崎」を生み出していく新たなスタートラインとする。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

川崎がストックする「多様なみどり」

本市は、農地や樹林地、河川の緑地や身近な公園緑地に加え、地域や民間企業等の自主的な緑化の取組による「まちのみどり」や臨海部の緑地を街路樹等の緑でつないだ「臨海のもり」など、様々な主体による「多様なみどり」を有している。



資料：川崎市作成

全国都市緑化かわさきフェアを契機とした「みどりのムーブメント」の推進

「みどりが持つ力を、未来の川崎に向けて、みんなが暮らしの中で上手に活用する取組」や、川崎の多様な人・暮らし・みどりを結びつけることで、フェア終了後も続く「みどりのムーブメント」を推進し、かわさきフェアのレガシーとなる地域愛を持った市民が、次の100年に向けて、川崎らしくより豊かな環境をつないでいく。

かわさきフェアは、**Green For All!** でみどりのムーブメントを起こします

みどりは、すべての人に等しく存在し、まちづくりや暮らしのすべての場面で多様な効果を発揮します。



資料：2024 全国都市緑化かわさきフェア 基本構想

羽田空港跡地地区と殿町地区の連携

羽田空港周辺地域と京浜臨海部を結ぶ「多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）」の整備など、両地区の連携強化に向けた取組により、ヒト・モノ・ビジネスの交流が活性化され相乗効果が発揮されるとともに、国際化が進む羽田空港との近接性も活かした我が国の経済成長を牽引する成長戦略拠点の形成を進めている。



カーボンニュートラルを先導する「水素社会の実現」に向けた取組の推進

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの更なる削減が求められる中で、川崎臨海部を中心に、これまで多様な主体と連携した水素・燃料電池に関するリーディングプロジェクトを創出・推進している。将来は、川崎臨海部の水素パイプラインの活用等により、「川崎臨海部水素ネットワーク」を構築することをめざしている。



7 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた政策の推進

第3期実施計画においては、職員一人ひとりがこれまで以上にSDGsを強く意識して各施策・事務事業に取り組むとともに、市が進める各施策とSDGsとの関係をより市民に分かりやすく伝えるため、「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を本計画と統合し、計画期間におけるSDGs推進に向けた考え方を改めてとりまとめます。



（1）SDGs と世界の動き

SDGs 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）は、平成 27（2015）年 9 月に国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された国際目標です。持続可能な未来をつくるための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが掲げられています。

「誰一人取り残さない」をキーワードに、ゴールの達成に向けてすべての国が行動すること、自治体も事業者も市民も含めてすべてのステークホルダーが役割を担うこと、社会・経済・環境の三側面の取組を統合的に進めることなどを特徴としています。

現在、SDGs は世界の潮流となっており、世界中の国や企業が、貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、平和やジェンダーなど、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を令和 12（2030）年までに実現するために取り組んでいます。

（2）国における取組

国においては、平成 28（2016）年 5 月に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を内閣に設置しました。

また、同年 12 月には国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、地方自治体に対しては、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたり SDGs の要素を最大限反映するとともに、関係するステークホルダーとの連携強化等、SDGs 達成に向けた取組を推進することを求めました。

（3）本市におけるこれまでの取組

① 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針の策定

本市においては、平成 31（2019）年 2 月に「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を策定しました。この方針において、住み続けられるまちづくりや経済成長、気候変動対策など SDGs が掲げる目標は、本市が総合計画に掲げるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」と同様の方向性であることから、総合計画を推進することを基本に、本市として全庁をあげて SDGs の達成に寄与する考え方を定めました。

また、SDGs の推進に向けた姿勢として、総合計画に掲げる各施策・事務事業を進めるにあたっては、職員一人ひとりが SDGs の趣旨を十分に理解した上で、持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなど

を強く意識した取組を進めるとともに、各施策・事務事業の連携や市民、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を図ることにより、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上をめざした取組を推進することとしています。

② 川崎市総合計画とSDGsとの対応

「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」において、総合計画に掲げる5つの基本政策と23の政策についてSDGsの各ゴール、ターゲットとの関係を整理するとともに、各取組の進行管理においては、総合計画における進行管理と一体的に行うこととしました。

また、本方針の策定以降、各分野別計画等においても、SDGsを踏まえた策定・改定が進んでいます。

③ 「SDGs 未来都市」に選定

公害問題をはじめとしたさまざまな課題を市民、事業者と連携して克服してきた歴史と、持続可能な社会の実現に向けた取組が、国から評価され、本市は、令和元（2019）年7月に「SDGs 未来都市」に選定されました。臨海部を中心とした川崎水素戦略の取組、カーボンゼロチャレンジなど脱炭素・循環型まちづくりをめざした取組、新たなコミュニティ施策や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をはじめとして、各施策・事務事業を通じて、成長と成熟が調和した、持続可能で、誰もが幸せを感じられるまちをめざした取組を進めています。

（4）第3期実施計画におけるSDGs推進方針策定に向けた考え方

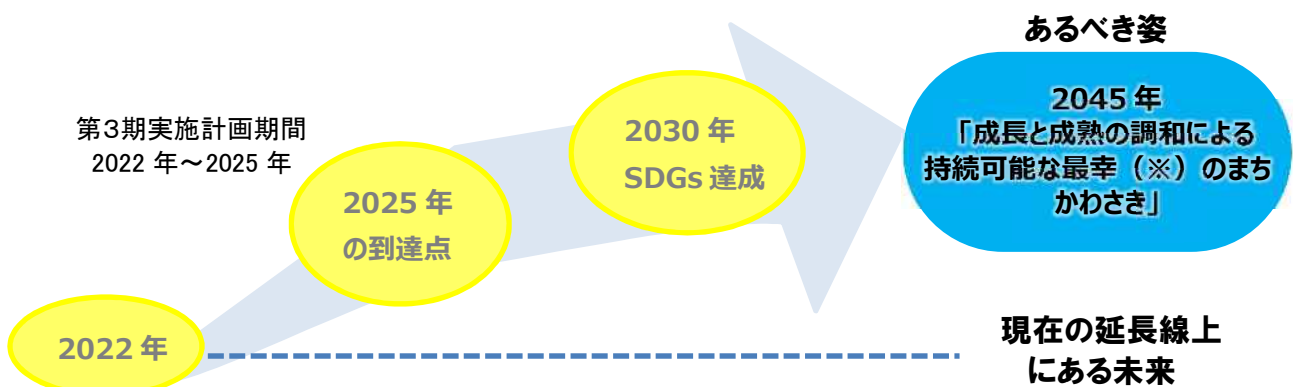
第2期実施計画期間中には、新型コロナウイルス感染症による影響や、令和元年東日本台風などの大規模自然災害の発生、脱炭素化やデジタル化に向けた取組の急速な進展など、本市を取り巻く環境は急激に変化しました。今後4年間においても、世界の環境はさらに変化していくことが予想されます。

SDGsのすべてのゴールを達成するには、これまで通りの取組を積み重ねていくだけでは難しく、新たな考え方や技術により、モノやしくみ、組織のあり方などに変革を起こしていくことが求められています。

本市が推進する各施策・事務事業においても、変化の激しい現代においては、過去の取組や現在の状況からこの第3期実施計画期間となる4年後の目標を立てるだけでなく、さらに先を見据えて、SDGsの達成期限となる令和12（2030）年にどうあるべきか、めざす未来を描きながら、そこから逆算して必要な方策を考えること（バックカスティング）が求められます。また、17のゴールや課題がお互いにつながり関係しあうSDGsの達成に向けてこれまでにない変革をもたらすには、多様な主体との連携によりお互いの強みやノウハウを共有し、新たな価値を生み出していくことも必要です。

第3期実施計画においては、引き続き職員一人ひとりが持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなど、SDGsの趣旨を十分に理解しつつ、将来のあるべき姿を描きながら各施策・事務事業を進めることを意識します。また、市民や企業、団体など多様なステークホルダーとの連携をさらに進めるとともに、関係部署相互の連携の強化を図り、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上をめざした取組を推進します。

こうした認識のもと、第3期実施計画においては、「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を統合し、計画期間におけるSDGs推進に向けた考え方を改めてとりまとめます。



※「最幸」とは、川崎を幸せあふれる最も幸福なまちにしていきたいという思いを込めて使用しています。

8 都市構造と交通体系の考え方

「都市構造と交通体系」については、第2期実施計画策定後の都市環境の変化や、関連する分野別計画・事業等の進捗及び今後の動向を踏まえて、考え方を整理します。第3期実施計画の策定に向けては、この考え方も踏まえ、施策や取組の検討を進めます。

(1) 背景と現状

本市はこれまで、近隣都市と適切に役割を分担しながら、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりをバランスよく進める「広域調和・地域連携型」都市構造をめざしてまちづくりを推進してきました。特に、厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中により、広域拠点を中心に都市拠点整備を推進しており、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を進めるとともに、民間活力を活かした市街地再開発事業等の推進により、さまざまな都市機能の集積が図られています。

当面は若い世代の転入などによる人口増加が見込まれますが、首都圏等の都市部と同様に生じている郊外部への子育て世代の転出超過の傾向や将来の人口減少・超高齢社会の到来等を見据えた都市構造及び交通体系を考えると、住まいを起点とした、市民の日常生活を支える身近な生活エリアの重要性が、これまで以上に高まることが予想されることから、首都圏における本市の位置づけや役割を踏まえつつ、より身近なまちづくりを意識した取組をあわせて進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として生じた社会変容をはじめとする社会環境の変化を注視しながら取組を進める必要があります。

(2) 今後の方向性

～広域調和・地域連携型の都市構造をめざします～

「魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり」の更なる推進と「身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けられるまちづくり」、「持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築」に取り組みます

首都圏機能の強化、まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきたストックや、地理的優位性を活かした「広域拠点」「臨空・臨海都市拠点」の整備等により、「魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり」を引き続き進めるなど、持続可能なまちづくりをさらに推進します。

また、市民の身近な日常生活は、住まいを起点に、近隣地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道路線に沿ったエリアで展開しています。このような市民の行動圏域を意識するとともに、将来の人口減少や少子高齢化に伴う社会的要請を見据え、地域課題にきめ細やかに対応し、地域への愛着やつながりが持てるよう、「地域生活拠点」等の整備をはじめとした、「身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けられるまちづくり」を推進します。

あわせて、広域的な交通網・市域の交通網・身近な交通環境等の整備をまちづくりと一体的に進めるなど、「持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築」を推進します。

① 魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます

市民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は、広域的に展開する市民の行動や産業経済活動、交通網の整備状況や地域の特性などから、鉄道沿線を中心に展開しており、川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリアの概ね4つに大別することができます。

これらの市民の行動や産業経済活動の動向等を踏まえて、近隣都市拠点と役割や機能を適切に分担・補完しながら、都市拠点整備を推進するとともに、近隣都市

■都市構造イメージ図



との連携や首都圏の都市機能を支える交通ネットワークの強化などを図り、魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます。

- **広域拠点**：川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺地区
- **臨空・臨海都市拠点**：殿町・大師河原、浜川崎駅周辺地域
- **地域生活拠点**：新川崎・鹿島田駅、溝口駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、鷺沼・宮前平駅周辺地区

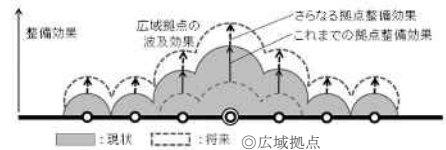
② 身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けたいなるまちづくりを推進します

市民生活は、住まいを起点とした町内会や自治会などの地域の基礎的な単位である「地区コミュニティゾーン」、ターミナル駅などを中心とした概ね行政区を単位とする「地域生活ゾーン」、及び鉄道沿線に展開する「生活行動圏」によって構成されています。

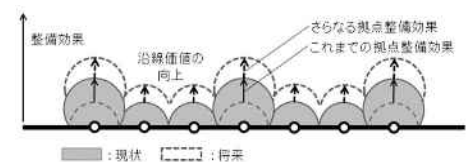
川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点等の重点的整備により地価が上昇するなど、まちづくりによる大きな効果が見られ、広域拠点等につながる駅周辺にも波及しています。4つの生活行動圏のエリアでは、この状況を捉え、効率的かつ効果的に波及効果を広げ、地域の特性を活かしたまちづくりを進めることが重要となっています。

そこで、まちの波及的發展を促しながら、超高齢社会の到来や災害リスクの高まりを踏まえ、地域のニーズにきめ細やかに対応するため、「誰もが安心して暮らせる住まいと住まい方の充実」や「地域生活拠点及び交通利便性の高い身近な駅周辺などのまちづくり」を推進します。あわせて、身近な地域間の相互の連携を促すため、公共交通を主体とした駅へのアクセス向上等の「将来にわたる市民の暮らしを支える交通ネットワークなどの強化」に取り組みます。これらにより、地域生活ゾーンの更なる自立と連携強化や沿線等の地域の相互連携を促進し、鉄道を主軸とした都市の一体性と都市機能の向上を図り、身近な地域が連携するまちづくりを進めます。

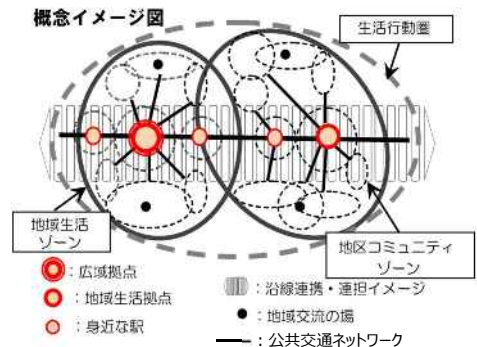
■ 広域拠点の波及イメージ



■ 沿線地域の連担による波及イメージ



概念イメージ図



③ 持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築を推進します

a 広域的な交通網の整備

首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網が、本市の骨格として都市の形成を支えていることから、これらの既存ストックを最大限に活かしながら、市内外の拠点間の連携を推進する交通機能の強化や首都圏にふさわしい交通網の形成を進めます。

さらに、新たな飛躍に向けた拠点形成や首都圏機能の強化を図るため、国際化が進む羽田空港へのアクセスの強化などを進めます。

b 市域の交通網の整備

市民生活や経済活動を支える道路の慢性的な渋滞は大きな経済損失を招き、環境や交通安全、路線バスの運行など、市民生活にさまざまな影響を及ぼします。このことから、広域的な鉄道・道路網やまちづくりと一体となった地域交通を支える機能的な市域の交通網を形成するため、幹線道路の整備や鉄道の連続立

■ 首都圏3環状道路の整備状況

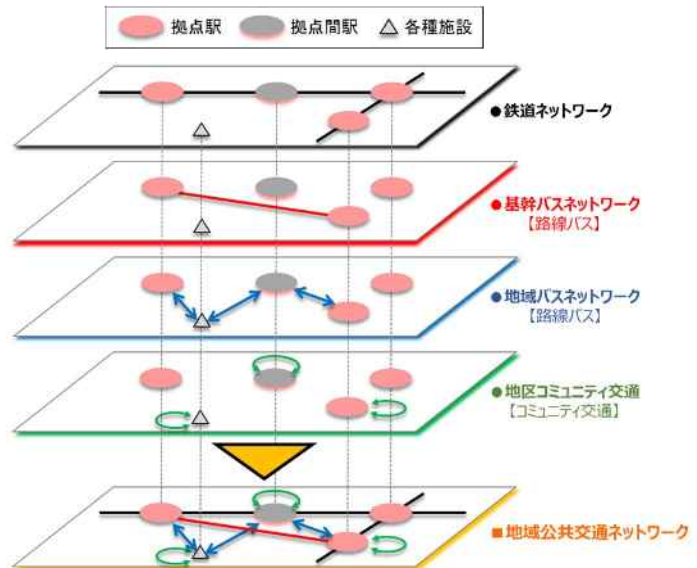


体交差化等の整備を推進するとともに、駅との交通結節機能の強化や早期に効果が発現する交差点改良など、効率的・効果的な取組をより一層推進します。

c 身近な交通環境等の整備

超高齢社会の到来を見据えるとともに社会変容を踏まえ、身近な交通環境の一層の充実を図るため、高齢者や障害者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮し、歩行者空間の整備や公共交通などの利用環境の整備・改善を進めるとともに、自転車通行環境の整備、関係団体や警察などと連携した交通安全対策の推進など、さまざまな関係者との連携によるきめ細やかな取組を進めます。また、社会変容等が生じる中においても、市民の移動を支える公共交通等の必要性は変わらないことから、持続可能なまちづくりに向けて、今後の社会動向を注視しながら、誰もが安全、安心、快適に移動できる交通環境の整備をより一層推進します。

■ 将来のめざすべき地域公共交通ネットワークの考え方



路線バスをはじめとする誰もが利用できる地域公共交通は、「鉄道ネットワーク」、拠点間を結ぶ「基幹バスネットワーク」、拠点や鉄道駅、各種施設間を結び基幹バスネットワークを補完する「地域バスネットワーク」、地域内の施設や路線バスへのアクセスを確保する「地区コミュニティ交通」の4つを階層的に構成し、相互に連携しながらネットワークを構築することをめざします。

路線バス等の公共交通は、将来にわたる市民生活を支えるために、利便性の向上や駅を中心とした交通結節機能の強化を図り、利用を促進します。路線バスサービスの確保に向けて、輸送需要や走行環境などの地域特性を踏まえた効果的な取組を進めるとともに、隣接都市等とも連携した路線の維持に努めるなど、社会実験等の手法も効果的に活用しつつ、バス事業者等と連携し、効率的・効果的な路線バスネットワークの形成に向けた取組を推進します。

さらに、地域の身近な施設や路線バスへのアクセスについては、多様な主体と連携し、タクシーや施設送迎車等の有効活用を図るとともに、地域住民が主体となった取組への積極的な情報提供や技術的支援等を行うなど、「地区コミュニティ交通」の確保に向けた取組を推進します。また、自転車等を活用したシェアリングモビリティの誘導や利用促進、ICT（情報通信技術）等の効果的な活用など、幅広い観点から移動手段の確保に向けた検討を行い、地域特性に応じた交通環境の整備を進めます。

④ 社会環境の変化を適切に捉えながらまちづくりを進めます

新型コロナウイルスの感染拡大による社会変容をはじめとして、働き方やライフスタイルの多様化、脱炭素化や社会のデジタル化の進展など、こうした社会環境の変化を適切に捉え、広域調和・地域連携型のまちづくりを進める本市の首都圏における役割をより高めるとともに、激甚化・頻発化する大規模自然災害へのリスクを踏まえた取組が重要となります。このことから、都市部における集積のメリットを活かした都市の活力や魅力を高める取組を推進するとともに、身近な地域においては、住む・働く・憩うなど、職住近接を意識して、さまざまな機能を地域の特性を踏まえてバランスよく誘導するなど、安全・安心で環境にやさしく効果的なまちづくりを進めます。

また、楽しく歩きたくなる空間の創出、公共的空間の柔軟な利活用、水と緑のネットワークの構築、居心地がよくゆとりある魅力的な空間の充実を図るなど、社会環境の変化を適切に捉えながら、柔軟かつ機動的にまちづくりを進めます。

9 計画の推進に向けた考え方

総合計画に掲げる目標の実現に向けて施策を効果的に実施していくため、次の視点に基づき、第3期実施計画を計画的・総合的に推進します。

(1) これまでの取組や都市環境等の変化を踏まえた市政運営の推進

本市は、平成 28（2016）年度から平成 29（2017）年度を計画期間とする第1期実施計画、平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度を計画期間とする第2期実施計画に基づく取組を、これまで進めてきましたが、その中で得られた課題や計画策定以後に生じた社会環境や都市環境の変化等について、今後も機動的な対応を行う必要があります。

第3期実施計画では、これまでの取組の成果を踏まえながら課題や環境変化にも的確に対応し、基本構想に位置づけた都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和によるまちづくりの基本目標の達成に向けて、5つの基本政策に基づく23の「政策」の方向性を踏まえながら、市政をバランスよく進めます。

(2) 少子高齢化等の人口構成の変化を踏まえた対応

我が国の人口が減少する中、本市の人口は令和 3（2021）年 4 月時点で 154 万人に達しており、特に若年世代に『選ばれる都市』として、当面は人口増加が続くものと見込まれています。一方で、高齢者が急速に増加する中、年少人口は既に減少傾向に転じています。また、中長期的には、子育て世代が次第に減少し、出生数が低下していくなど、本市の人口構成が大きく変化していくことが見込まれており、このような変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されます。

こうした中長期の人口動態の変化を捉えて、当面の人口増加に伴う需要への対応と将来的に訪れる人口減少の局面を見据えた多面的な市政運営が求められることから、多様な価値観の中で、市民一人ひとりが互いの違いを認め合いながら、心の豊かさを実感できるような成熟した社会の構築と安定的で持続可能な都市の成長の好循環により、活力ある社会を実現していく必要があります。

都市の活力の持続に向けて、子育て支援や次代を担う子ども・若者の育成、高齢者や障害者など誰もが社会で活躍できる場づくり等を進めるとともに、多世代が交流しながら、生涯を通した生きがいづくりや、健康づくり、賑わいのある拠点の形成をはじめとした活力あるまちづくりを進めていきます。

(3) 「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域づくりの推進

少子高齢化や人口減少の進展、人間関係の希薄化などを背景に、地域の課題はますます複雑化・多様化しており、これらの課題の解決に向けては、平成 31（2019）年 3 月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など、多様な主体が協働・連携して地域の課題を解決する「市民創発」型のまちづくりが重要です。

「市民創発」とは、さまざまな個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出することであり、複雑化・多様化する地域課題の解決をめざすには、多様な主体が互いの特長や強みを持ち寄り、主体的に取り組むことが、今まで以上に求められています。

「市民創発」に呼応する行政のあり方として、事務事業間の連携強化や、これまで以上に市民の参加と熟議を可能とするプロセスの導入、市民との協働を実践するための職員参加、チャレンジする人材の育成、職員一人ひとりの意識改革などを進めていきます。

（４）市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化

① 大都市制度改革の推進

人口や産業が集中する首都圏域で重要な役割を担う本市においては、市域のさまざまな課題について、一元的・総合的な事務・権限のもとで自己解決力を高めながら対応することにより、市民サービスの向上を図っていくことが重要です。

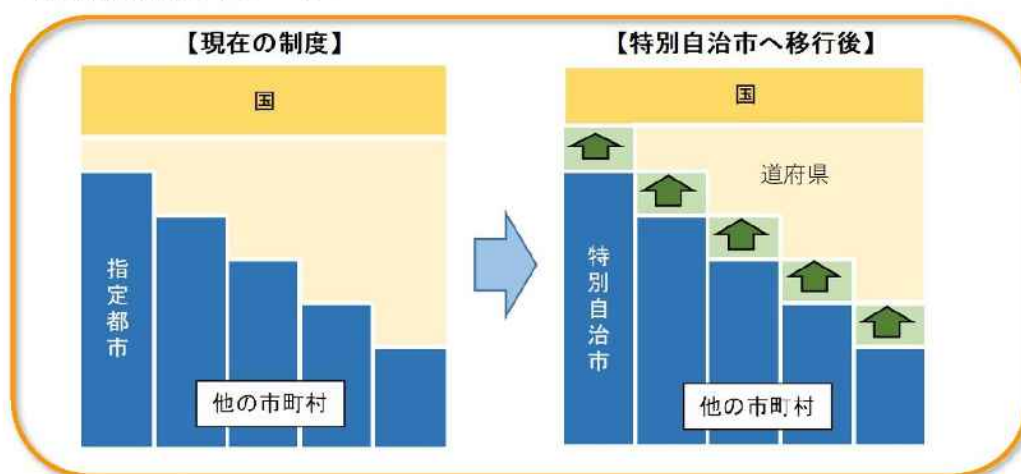
その実現に向けては、職員一人ひとりが、地方分権改革を意識するとともに、日々の業務に取り組む中で、既存のしくみに捉われずに課題を解決する手法として、権限移譲や規制緩和に係る改革提案を地方等から募る「提案募集方式」を最大限に活用するなど、積極的に取り組むことが必要となっています。

また、医療・介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政にかかる経費の著しい増加、老朽化等に伴うインフラの整備など、大都市が抱える都市的課題から生ずる特有の財政需要や、現行制度における事務配分の特例により移譲された事務・権限に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、大都市税源の拡充強化も必要となっています。

特に、今後見込まれる人口の減少、少子高齢化の進展等、さまざまな課題を解決していかなければならない中、既に指定都市が住民に身近な行政サービスのほとんどを担っている状況を踏まえ、迅速かつ柔軟に一元的・総合的な行財政運営を行えるようにするため、道府県の区域外となる「特別自治市制度」の創設が必要となっています。

市民本位の自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、市民の関心と理解を高めながら、特別自治市制度の創設を含めた新たな地方分権改革に向けた取組を推進します。

<特別自治市のイメージ>



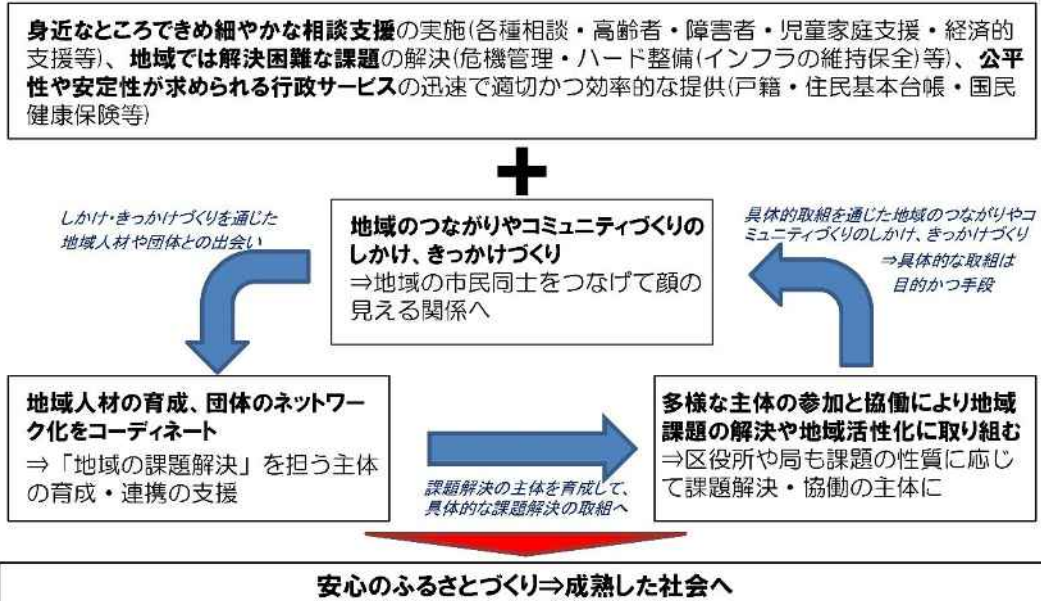
※矢印（↑）は、特別自治市制度の創設、国と地方の役割分担の抜本的な見直し等に基づき、それぞれが担う事務・権限の充実を示しています。

② 区役所機能の強化

区役所については、「安心のふるさとづくり」に向けて、身近な課題は身近なところで解決するという補完性の原則に基づく地域に密着した行政機関として、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて市民の主体的な取組を促し、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらい、将来的には市民同士が支え合いながら地域の課題解決につなげていくことが重要です。

共に支え合う地域づくりに向けて、新型コロナウイルス感染症を契機とした行動変容、デジタル化の急速な進展に伴うライフスタイルの変革、非対面・非接触型のサービス提供など、今後の社会環境の変化に応じながら、区役所機能の更なる強化を推進します。

＜これからの区役所が果たすべき役割のイメージ＞



資料：区役所改革の基本方針

③ 自治体間連携の推進

防災、環境問題などの本市だけでは解決できない広域的な課題や、少子高齢化の進展などに伴うさまざまな課題の解決に向けては、限られた人的・物的資源や地域資源を活かしながら、自治体間の連携により相互補完を行うことが重要です。

地域の課題解決や地域活力の醸成に向けて、近隣都市や相互に強みを活かせる都市と積極的な自治体間連携を推進していきます。

(5) 行財政改革第3期プログラムとの連携による市政運営の推進

市民満足度の高い行財政運営に向け、必要な経営資源の確保等を行い、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するための行財政改革に引き続き取り組むため、第3期実施計画と連携した行財政改革第3期プログラムを策定します。

本市の行財政運営を取り巻く現状と課題を踏まえると、市民満足度の高い行財政運営に向け、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報・時間などの確保等を行い、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するための行財政改革がより一層重要となります。

特に、今後も続く厳しい財政環境においても、本市が直面している継続的な課題や、多様化・増大化する市民ニーズなど新たな課題に迅速かつ的確に対応していくためには、中長期的な視点から行財政改革を推進し、本市の行財政基盤を将来にわたり持続可能なものとしていくことが必要です。

新たな行政課題に対応していくためには、その解決に向けた「施策の推進」と、施策の推進に必要な経営資源の確保に向けた「改革の推進」を一体的に検討し、取組による効果の相乗化を図ることが必要であることから、第3期実施計画と「行財政改革第3期プログラム」間の十分な連携を図ります。

行財政改革第3期プログラム「基本的な考え方」（抜粋）

(1) 基本理念

① 市民ニーズと地域課題の的確な把握

市政に関する情報をより分かりやすく発信することで市民の皆様と共有しながら、市民ニーズと地域課題を的確に把握し、地域に根差した課題解決を図ります。

② 市民サービスの「質的改革」の推進

限られた経営資源の中で、今後見込まれる市民ニーズの多様化・増大化や、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容に対応するため、市民サービスの再構築や多様な主体との協働・連携を進め、市民サービスの質的改革を推進します。

③ 市役所内部の「質的改革」の推進

限られた経営資源の中で、質の高い行財政運営を推進するため、職員と組織の質の向上に向けて、庁内の人材育成や意識改革に取り組むなど、市役所内部の質的改革を推進します。

④ 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

市民サービスや市役所内部に係る事業に関して経営資源の着実な確保等を図るため、事務事業の見直し、業務の効率化や資産マネジメントの推進、情報（データ）の収集、活用など効率的・効果的な行財政運営に取り組みます。

(2) 取組の柱

① 社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築

将来を見据えた市民サービスの再構築、市民サービスのデジタル化の推進、市民サービスの向上に向けた民間活用の推進

② 市役所の経営資源の最適化

働き方・仕事の進め方改革の推進、市役所内部のデジタル化の推進、組織の最適化、財源確保策の強化、戦略的な資産マネジメント、特別会計の健全化、公営企業の経営改善、出資法人の経営改善及び連携活用

③ 多様な主体との協働・連携の更なる推進

多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進、区役所機能の強化、地域防災力の向上に向けた連携、積極的な情報共有の推進

④ 庁内の人材育成と意識改革

組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等、行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成、職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上、職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

（６）持続可能な行財政基盤の構築に向けた健全な財政運営の推進

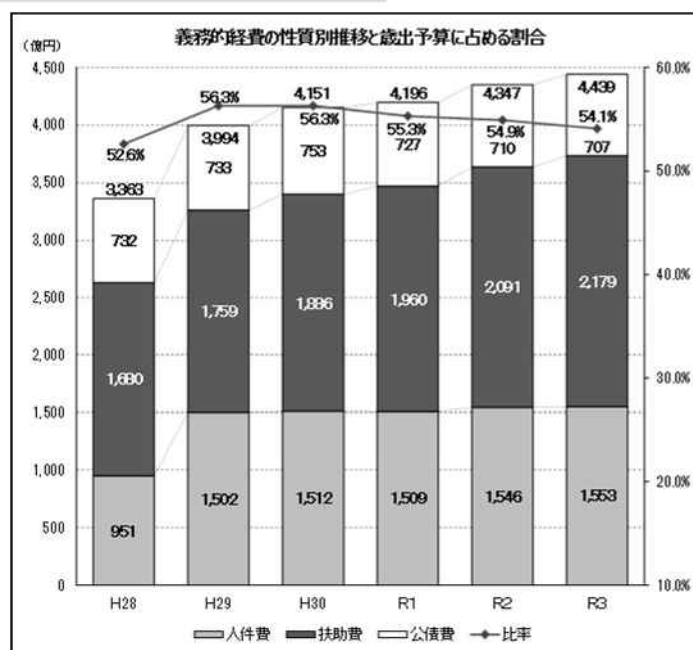
将来にわたり必要な市民サービスを安定的に提供するため、総合計画に掲げる「施策・事業の着実な推進」と財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向け、第３期実施計画や行財政改革第３期プログラムの取組を踏まえ、「今後の財政運営の基本的な考え方」を改定します。

① 本市の財政状況

本市歳出に占める義務的経費（※）の割合は、平成 29（2017）年度の県費負担教職員の市費移管に伴う職員数の増や会計年度任用職員制度の導入などによる人件費の増、待機児童対策の継続的な推進や障害福祉サービス利用者の増による扶助費の増などにより増加傾向にあり、令和 3（2021）年度予算では 54.1%となっています。地方公共団体全体では、義務的経費の歳出総額に占める割合は令和元（2019）年度決算で 49.7%（川崎市は 56.5%）となっており、本市は高い水準にあるといえます。

（※）支出が義務的で任意では削減できない経費（人件費、公債費、扶助費）。割合が小さいほど財政の弾力性がある一方、大きいほど財政の硬直度は高まるとされており、義務的経費が一定水準以上になると、新しい行政需要に対応することが困難になるとされています。

義務的経費の性質別推移と歳出予算に占める割合

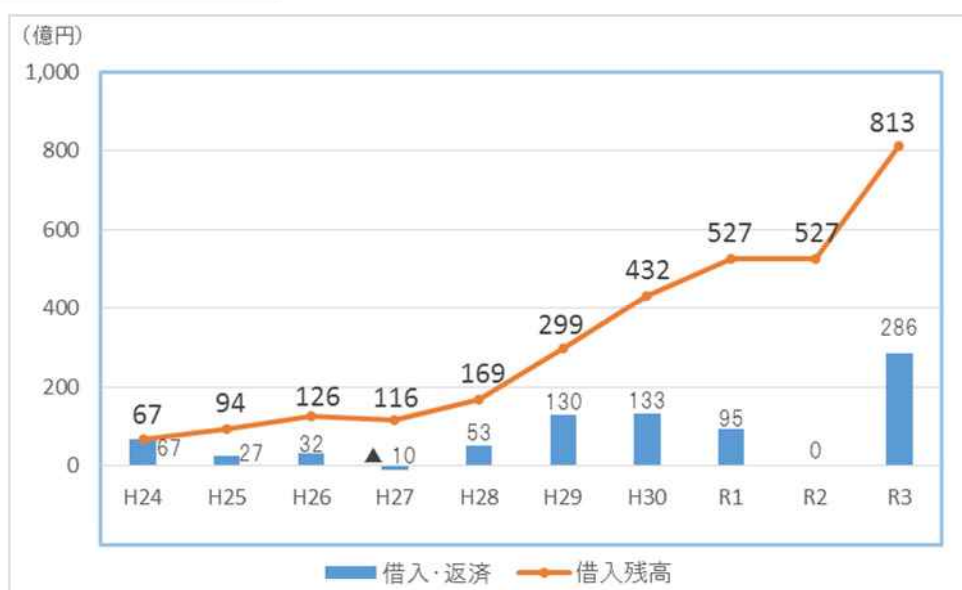


高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込まれています。このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況に加え、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に深刻な影響を及ぼしています。

令和 3（2021）年度予算では、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落込みやふるさと納税による市税の減収などにより収支不足が生じたため、減債基金から 286 億円の新規借入れを計上しました。

このように、これまでになかった厳しい状況にあって、減債基金からの借入れについては、平成 24（2012）年度から令和 3（2021）年度までの総額で 813 億円に達する見込みです。

減債基金からの借入残高の推移



(注) H27は10億円を返済 (H24～R1は決算、R2は決算見込、R3は予算)

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落ち込みに加えて、ふるさと納税による減収の拡大や法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないなど、これまでになく厳しい財政環境が続くことが見込まれます。

②「今後の財政運営の基本的な考え方」を踏まえた事業計画の調整

将来にわたって必要な市民サービスを安定的に提供するため、総合計画に掲げる「施策・事業の着実な推進」と財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向け、「今後の財政運営の基本的な考え方」を財政運営の指針として事業計画の策定を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症などに伴う社会経済環境の変化や、将来人口推計の結果等を新たな「収支フレーム」に反映します。

また、本市が直面している継続的な課題や多様化・増大化する市民ニーズなど新たな課題に迅速かつ的確に対応するため、取組の優先度を勘案するとともに、事務事業の見直しや業務の効率化、税財源の充実確保等の取組を進め、必要な経営資源の確保を図ります。

今後の財政運営の基本的な考え方

①効率的・効果的な事業執行の推進

民間活力の更なる活用、資産マネジメントによる施設の長寿命化、資産保有の最適化 など

②税源涵養に向けた取組の推進

市内経済の活性化を通じた税源の充実

③財源確保に向けた取組の推進

市税等の債権確保策の強化、市有財産の有効活用 など

④将来負担の抑制

中長期的なプライマリーバランスの安定的な黒字の確保、市債残高の適正管理、減債基金借入金の早期返済

⑤「収支フレーム」に沿った財政運営

⑥財政運営の「取組目標」

早期の収支均衡、財政指標による財政状況等の的確な把握

⑦今後の予算計上（歳出）の考え方

歳出の性質等（投資的経費など）の特性に応じた施策・事業の調整 など

⑧行財政改革の取組

(7) 資産マネジメント第3期実施方針に基づく資産マネジメントの推進

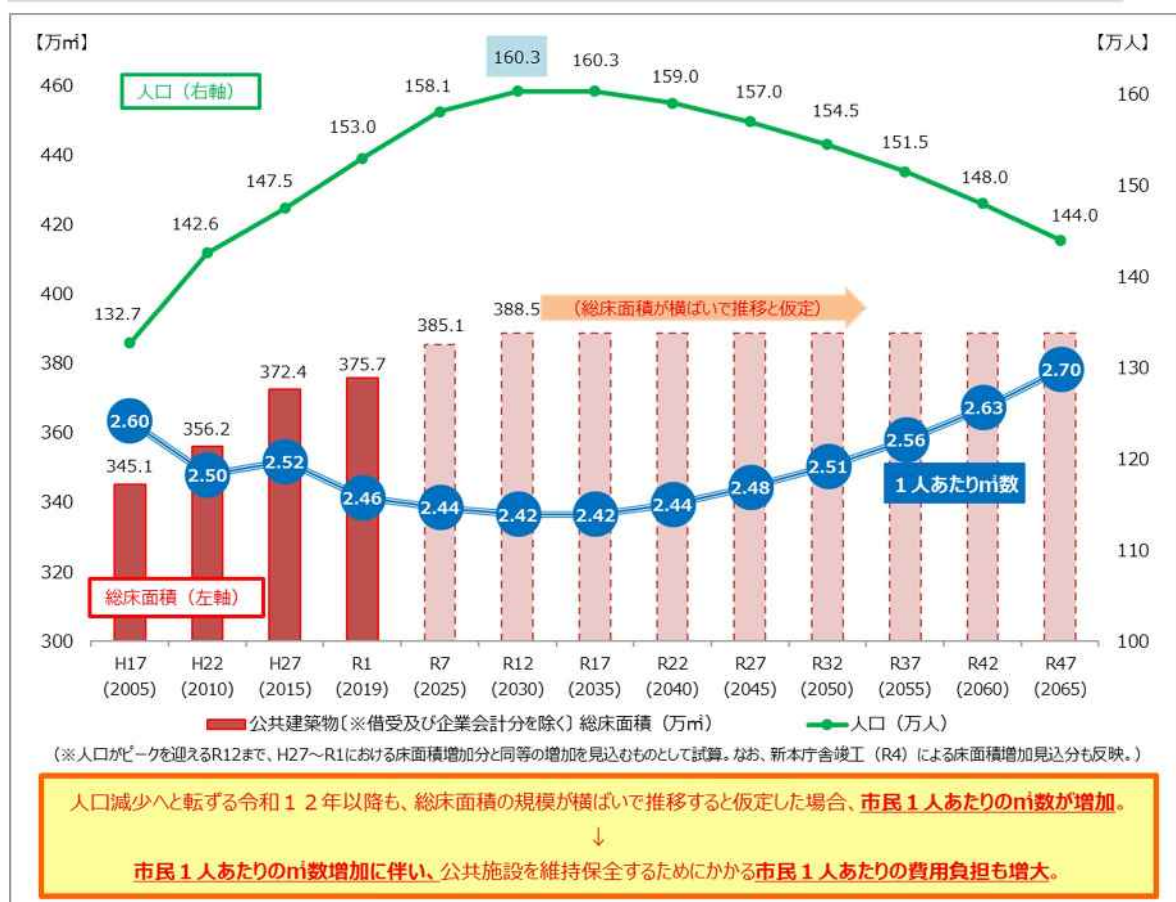
今後の人口減少への転換、将来世代の負担等を踏まえ、中長期的な視点からの資産保有の最適化に重点的に取り組むため、第3期実施計画と連携した資産マネジメント第3期実施方針を策定します。

本市公共施設の最適な維持管理や活用等を行うため、現在、「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針）」に基づき、3つの戦略（「戦略1 施設の長寿命化」、「戦略2 資産保有の最適化」、「戦略3 財産の有効活用」）による資産マネジメントの取組を進めています。

平成26（2014）年度から令和3（2021）年度までの第2期取組期間については、「戦略1 施設の長寿命化」の重点的取組期間とし、将来の施設の修繕費・更新費の縮減・平準化に向けた取組を進めてきました。一方で、保育所民営化等による資産保有の最適化の取組を進めてきたものの、人口増加に伴う市民ニーズへの対応を図るため、公共建築物の総床面積は増加を続けている状況です。

市が保有する公共建築物は長期にわたり保有し続ける資産であり、容易に減らすことは困難であることから、仮に今後も人口増加に合わせて増やしていくと、今後人口減少へ転換した際に、公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなることとなります。よって、将来世代の負担が重くならないよう、保有総量を適切に管理する必要があります。

これまでの人口の推移・将来人口推計（令和3（2021）年）と公共建築物の総床面積の推移



公共施設の今後の維持管理・更新に係る中長期的な経費を試算した結果、今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に必要経費は年平均で約757億円、今後30年間では、年平均で約863億円となる見込みです。これに対し、国の地方財政状況調査等をもとに算出した過去5年間（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）の平均は約732億円であり、年平均で今後10年間は約25億円、今後30年間では約131億円の差が生じる見込みです。

こうした状況を踏まえ、令和4（2022）年度からの第3期取組期間においては、中長期的な視点を持ち、資産保有の最適化への重点的な取組を行う必要があります。

資産マネジメント第3期実施方針の方向性（概要）

（1）策定のポイント

ア 長期的ビジョンの設定及び短期・中期・長期的視点からの取組の推進

- 概ね30年程度の長期的に目指すべき姿として、「必要な時期に、必要な規模の行政機能の提供」を設定
- 30年間程度を長期的期間、第3期取組期間の10年を中期的期間、中期的期間の中間である5年を短期的期間として設定

イ 資産保有の最適化の重点的取組への位置付け

- かわさき資産マネジメントカルテにおいては、資産保有の最適化について、第4期取組期間を重点的取組期間と位置付けていたが、前倒して第3期取組期間を「重点的取組期間」として位置付け

（2）各戦略の方向性

ア 資産保有の最適化

<市が保有する公共建築物床面積に関する中長期的な方向性（目標）>

- 中期的期間（10年）においては、増加を抑制
- 長期的期間（30年程度）においては、人口の動向等に応じ、削減
⇒資産マネジメント第3期実施方針において、資産保有の最適化（複合化・多目的化等）を検討する場合のフローを構築

<取組例>

【短期的期間（5年）における取組】

- ・庁内における考え方の浸透や、市民が理解を深める取組の実施
- ・地域ごと（中学校区ごと等）の施設の方向性を整理、地域ごとの資産保有の最適化を開始
- ・本市ホール機能を有する施設等について、最適配置等に関する庁内横断的な検討

【中期的期間（10年）及び長期的期間（30年程度）における取組】

- ・整理した地域ごとの施設の方向性に基づき、資産保有の最適化を推進

イ 施設の長寿命化

- これまでの考え方では目標使用期間まで使用するために長寿命化の対象としていた施設に対しても、資産保有の最適化を検討
- 長寿命化対象部位の他、建物の機能維持につながるような対象部位について、適切な対策を検討

<取組例>

- ・長寿命化工事以外の大規模な改修を長寿命化工事と併せて行うなど、効率的な取組推進
- ・公共施設の修繕、更新などの際にユニバーサルデザイン化を推進
- ・インフラ施設については、各施設の特性や需要を踏まえ、施設の長寿命化を推進

ウ 財産の有効活用

- 歳入の確保と経費の節減、市民サービスの向上など多様な効果を創出していくため、民間活用（川崎版 PPP）推進方針に基づく民間活用手法の採用等により、一層の取組展開

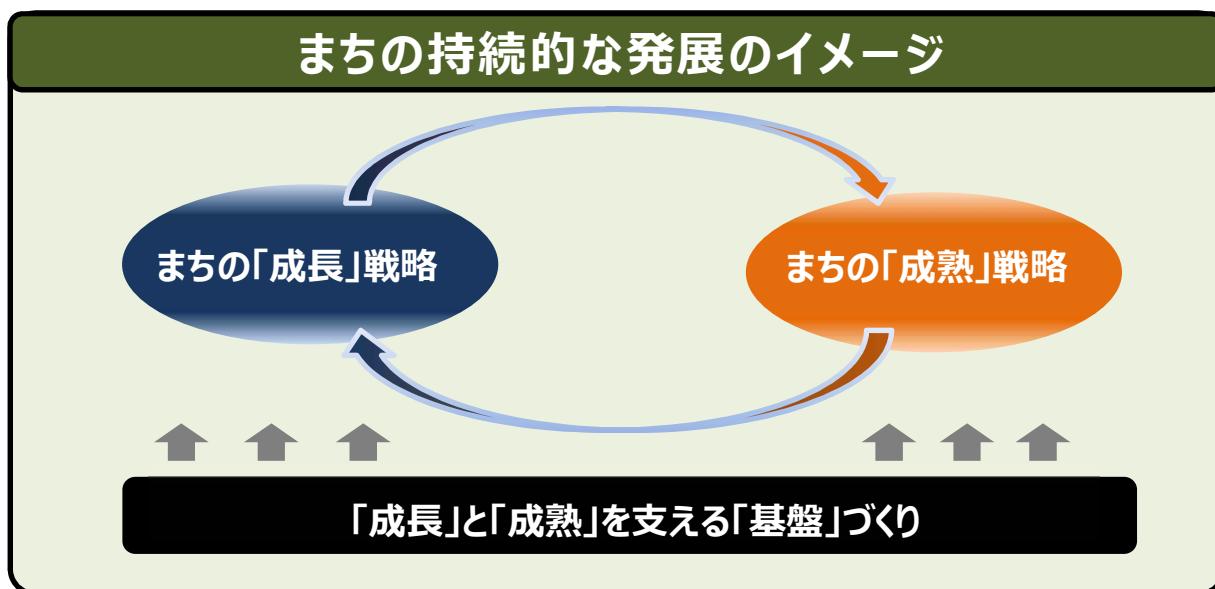
<取組例>

- ・「提案型ネーミングライツ制度」を創設し、ネーミングライツの導入拡大を推進
- ・広告代理店等の民間事業者と連携し、広告効果が期待できる媒体の抽出

かわさき 10 年戦略

1 「かわさき 10 年戦略」について

- 少子高齢化の急速な進展や、生産年齢人口の減少が見込まれる厳しい状況の中にあっても、予想される厳しい状況をそのまま受け入れるのではなく、効果的な取組の積み重ねにより、その影響を出来る限り緩和しながら、本市の将来にわたる発展に向けて、チャレンジし続けていくことが重要です。
- 総合計画における具体的な取組は、実施計画の中で定めていますが、市政運営のビジョンである基本構想や基本計画でめざしていく、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち」を実現するためには、ビジョンを具現化するための中長期的かつ分野横断的な視点を持った戦略が必要となります。
- そのため、福祉や教育・文化振興などの市民に身近な行政サービスを持続的に提供することにより、市民が日常生活に質的な充足を感じる「成熟」したまちになっていくための戦略とともに、将来を見据えた投資により、本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等を強化し、まちを一層「成長」させる戦略を積極的に進める必要があります。
- さらに、産業・経済・まちづくり等の活性化による「成長」は、市税収入の増加をはじめとして本市財政にも好影響を与えることから、市民生活の向上を通じてまちの「成熟」につながるとともに、「成熟」した市民の力は、新たな産業や文化・スポーツ・地域活動の振興の源泉となり、更なる「成長」を促します。
- 「かわさき 10 年戦略」は、こうした「成長」と「成熟」の好循環による、まちの持続的な発展をめざして、好循環を支える「基盤」づくりとあわせて、その考え方とともに実施計画で推進する主な取組をまとめたものです。

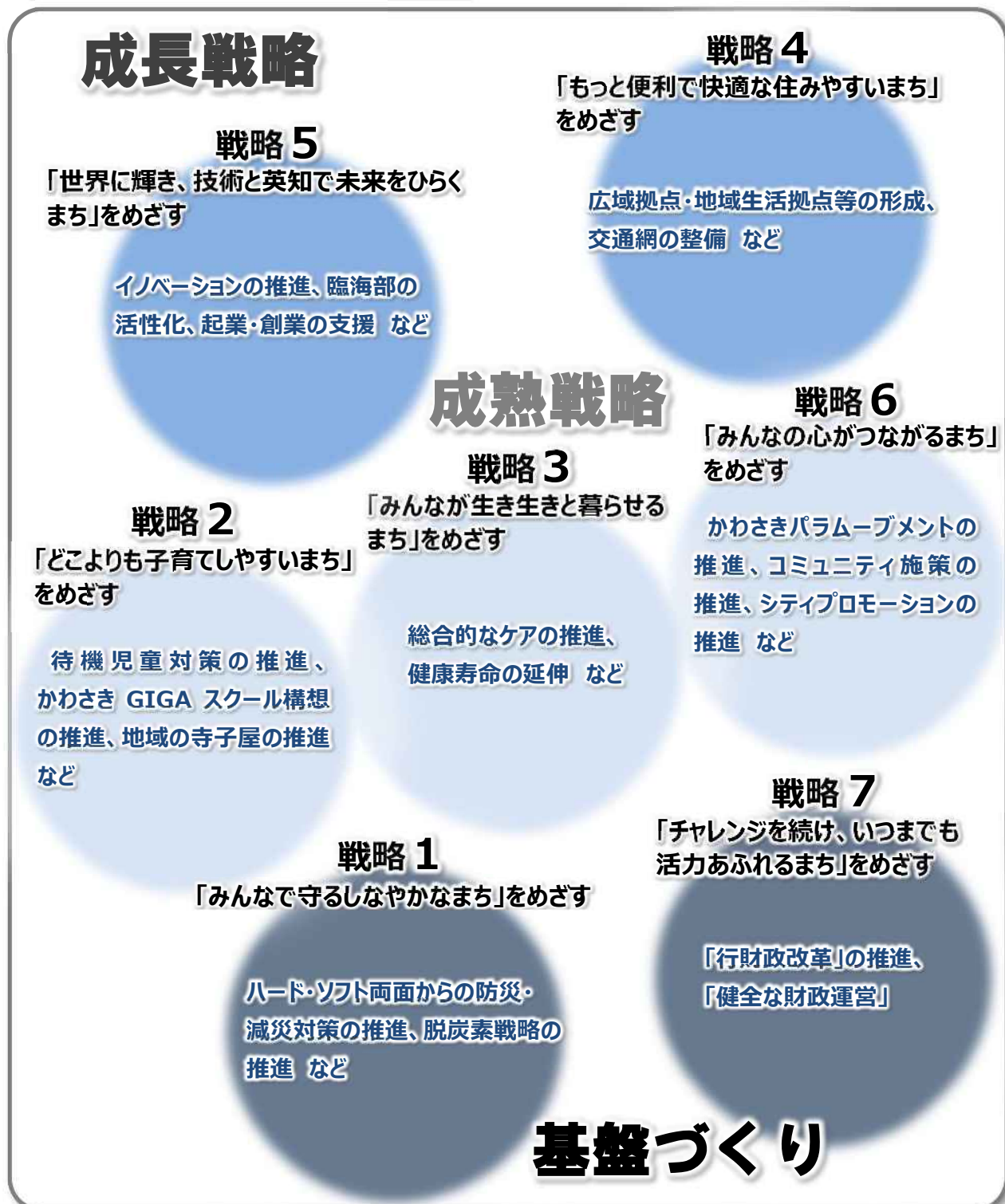


2 「かわさき10年戦略」の概要

「かわさき10年戦略」では、基本的な考え方に基づき、まちに活気や活力をもたらす「成長」、市民に安心や
うるおいを与え、まちに対する愛着を育てる「成熟」、成長と成熟の好循環を支える「基盤」づくりの3つの視点で、
7つの項目を設定しています。

第3期実施計画においては、中長期的な視点からの実施計画の検討を重点的に進めるため、「かわさき10
年戦略」の中長期的視点という性格をより明確にし、SDGsの目標年度など大きな節目となる令和12
(2030)年を見据え、同戦略において、7つの戦略それぞれについて中長期的視点から方向性を定めるなど、
実施計画の計画期間の先を見据えた取組を推進します。

かわさき10年戦略の7つの戦略イメージ



かわさき 10 年戦略における戦略ごとの方向性（案）

戦略 1 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

- ・ 市民・事業者・行政等がそれぞれの役割に求められる力を高め、いつ起こるかかわからない地震や集中豪雨などの自然災害、感染症等の危機事象の発生に的確に備えるとともに、日常生活を安全・安心に過ごせる環境整備や地域づくりを推進し、災害が発生しても柔軟に対応し迅速に立ち直れ、いつでも安心して暮らすことのできる、力強くしなやかなまちをめざします。

戦略 2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

- ・ すべての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、成長や発達の段階に合わせて、すこやかに育つことができるよう、安心して子育てできるしきみを整えるとともに、一人ひとりが持つ個性や能力が尊重され、自らが望む将来を切り拓いていけるよう、地域全体で子育てを支える環境づくりを進め、どこよりも子育てしやすく、子育て世代に選ばれるまちをめざします。

戦略 3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

- ・ 川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを構築し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるしきみをつくとともに、誰もが地域活動や就労等、多様な社会参加を通じて活躍できる地域づくりを進め、その人らしく生き生きと暮らせるまちをめざします。

戦略 4 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

- ・ 広域拠点・地域生活拠点等の整備を進めるなど、鉄道駅を中心とした便利で快適な暮らしを実現するとともに、都市の活力と市民の日常生活を支える、道路や鉄道網、身近な交通環境の整備により、安全・安心で快適に移動できる職住近接で住みやすいまちをめざします。また、地域資源を存分に活かし、賑わいや、緑と水のうるおいにあふれ、誰もが笑顔でわくわく暮らせるまちをめざします。

戦略 5 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

- ・ 持続可能な社会の構築に向けて脱炭素社会の実現をめざすとともに、本市に集積する先端技術や、ものづくり産業、研究機関などの力を活かして、世界で輝き、企業に選ばれる、環境と産業が調和した、デジタル社会の先端で未来をひらくまちをめざします。また、積極的に事業に取り組む中小・ベンチャー企業や事業者等を応援し、誰もが生き生きと働くことができる活気にあふれた元気なまちをめざします。

戦略 6 「みんなの心がつながるまち」をめざす

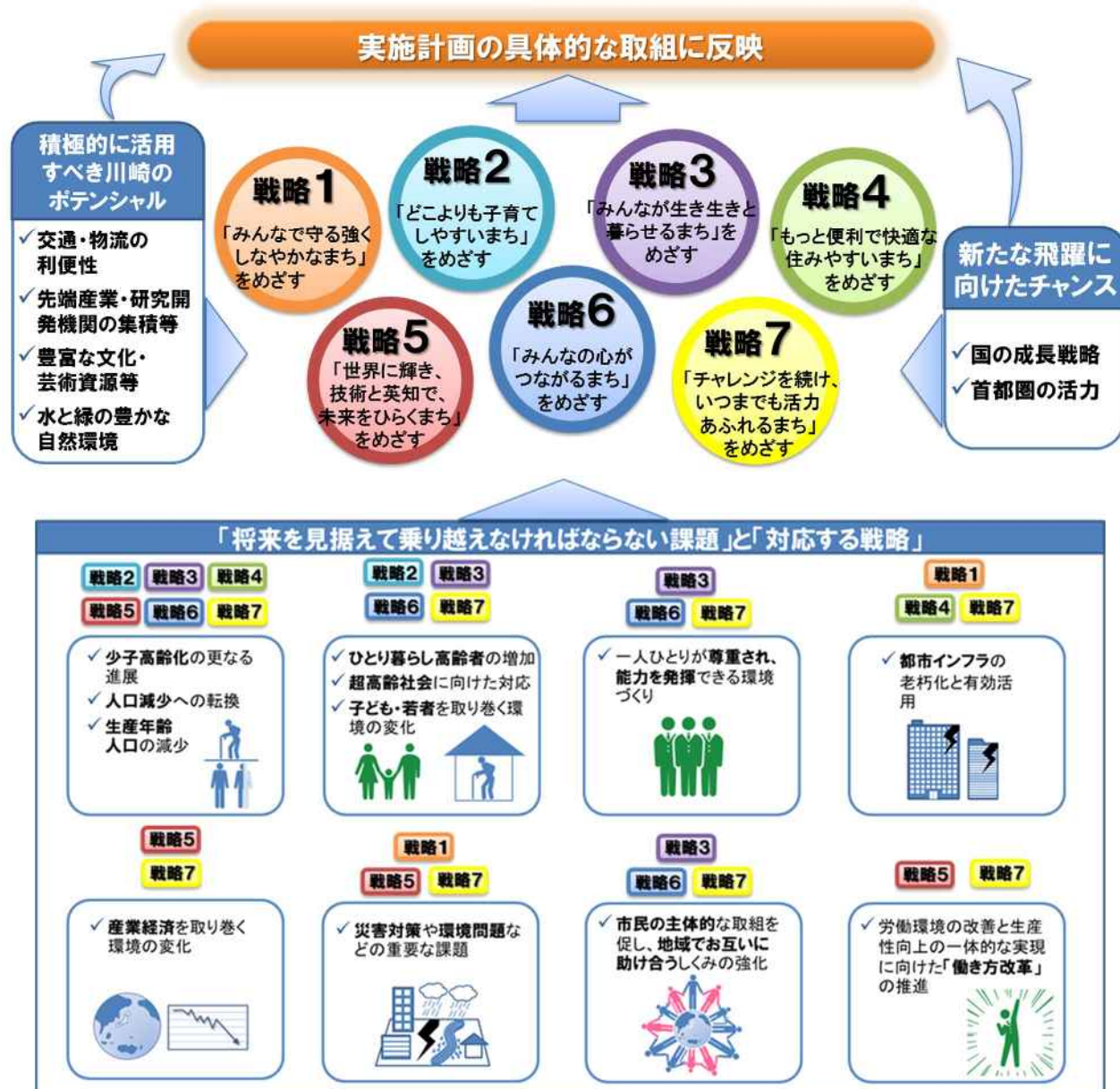
- ・ 市民創発による持続可能な地域づくりや、スポーツ・文化芸術の振興とあわせて、ユニバーサルデザインや「心のバリアフリー」等を推進し、多様性が息づき、外国人市民や障害者、高齢者など、あらゆる人々が社会に参画し誰もが暮らしやすいまちをめざします。また、地域の多彩な魅力やまちのめざす姿を市民すべてが共有し、地域への愛着と誇り（シビックプライド）が醸成され、誰もが地域づくりに参加するまちをめざします。

戦略 7 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

- ・ これまでにない厳しい財政環境や社会変容が見込まれる中、継続的な課題や新たな課題に迅速かつ的確に対応するには、ヒト・モノ・カネ・情報・時間など必要な経営資源の着実な確保等、行財政改革の取組を一層進めることが重要であるため、市民サービスの再構築や市役所の経営資源の最適化、多様な主体との協働・連携、人材育成と意識改革等を推進します。また、施設総量を適切に管理する資産マネジメントや、財政健全化の取組を着実に進め、持続可能なまちをめざします。

3 「かわさき 10 年戦略」に基づく戦略的な取組の推進

中長期的な課題等と戦略の対応及び実施計画への反映イメージ



※川崎市総合計画第2期実施計画より抜粋

少子高齢化の進展をはじめとする中長期的な「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」に対し、本市のポテンシャルとチャンスを活用する視点を踏まえて、課題の解決に向けた取組を中長期的かつ分野横断的な視点で7つの戦略ごとに焦点化しながら、目標達成に向けて戦略的に施策・事業を推進します。

第3期実施計画における「かわさき 10 年戦略」では、令和 12(2030)年を見据えた戦略ごとの方向性に基づき、計画に位置づける施策・事業の内容を踏まえ、目標を達成するための大まかな行程を明らかにしていきます。